

令和5年度
議会運営委員会
行政視察報告書

1 期 日

令和5年4月18日（火）～4月20日（木）

2 視察先及び調査事項

大分県大分市議会

- ・市民参画に関する取組について
- ・市議会だよりの編集・発行について

宮崎県都城市議会

- ・議会における広報広聴機能の充実について
- ・議会基本条例の評価・検証について

3 出張者

委員長	楠	學	副委員長	藤	井	武	彦
委員	城戸	力	委員	高	橋	章	哲
委員	御莊	秀樹	委員	越	智	俊	幸
委員	藤田	節雄	委員	行	元		博
委員	一色	輝雄	委員	武	田		功

議長	坪井	剛	副議長	高	橋		保
----	----	---	-----	---	---	--	---

同行職員 植村 春希

随行職員 高橋 千亮

4月18日（火）

特 定 調 査 事 項

大分県大分市議会

1 市民参画に関する取組について

（1）市民等との意見交換会について

ア 開催状況について

イ 開催方法について

ウ 市民等から寄せられた意見の取り扱いについて

エ 成果と今後の課題について

（2）若年層に特化した議会モニター制度について

ア 概要について

イ 実施状況について

ウ 今後の取組について

2 市議会だよりの編集・発行について

（1）市議会だよりの概要について

（発行回数、部数、規格、ページ数等）

（2）編集方針について

（3）特色ある紙面づくりについて

（4）今後の課題について

大分県大分市議会

R5. 4. 18 (火)



市民を対象とした大分市議会の取組一覧

1. 市民意見交換会 （平成 2 0 年～）
2. 若年層との意見交換会 （平成 2 3 年～）
3. 若年層に特化した議会モニター制度 （令和 3 年～）
4. 高校生議会（平成 28 年 8 月 20 日開催）
5. 子ども市議会（平成 16 年～）

※大分市及び大分市教育委員会主催。（概ね 5 年に 1 度開催）

令和4年 大分市議会 市民意見交換会



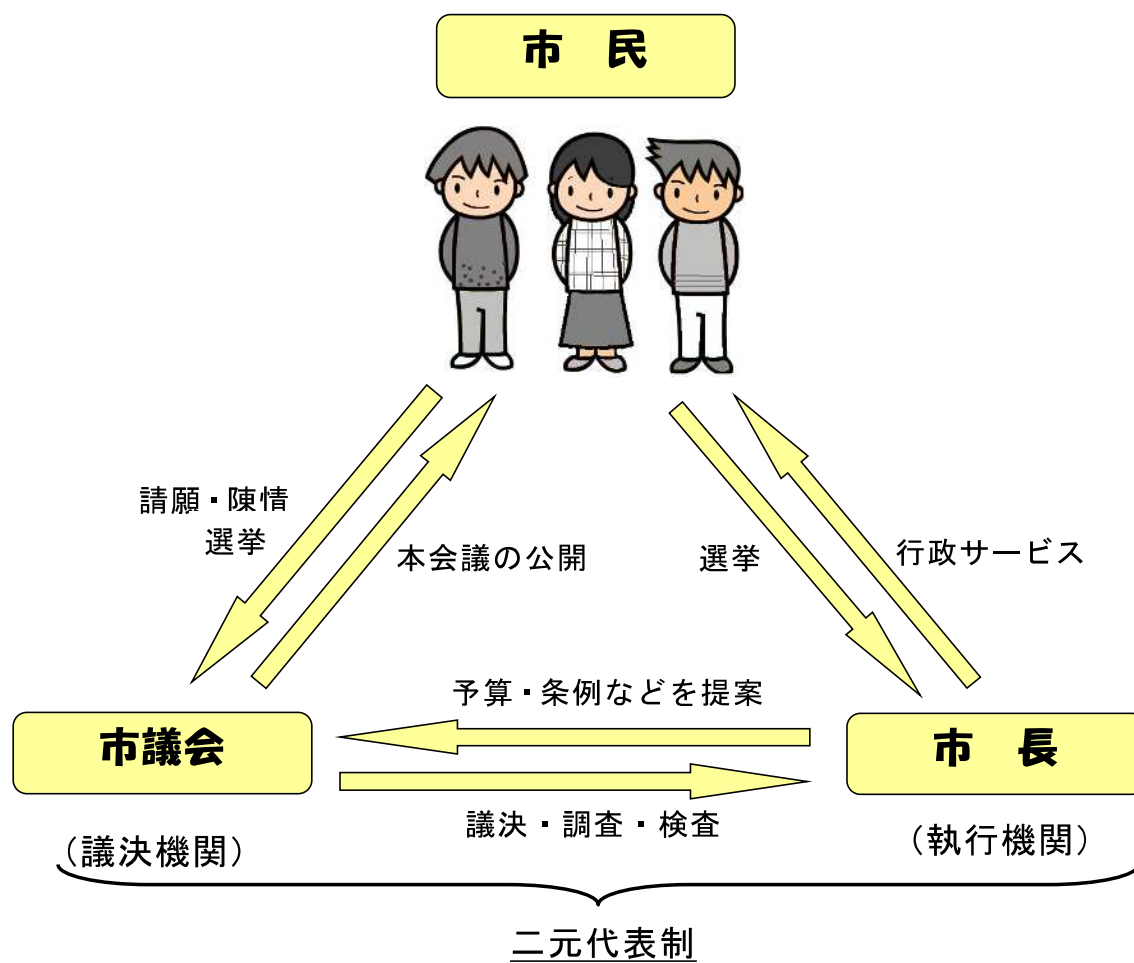
1. 開会
2. 会場代表者あいさつ
3. 議会からの報告
 - 事務事業評価結果
4. テーマに基づいた意見交換
 - (テーマ：「(仮称) 大分市若者参画条例」について)
5. 市議会及び市政への意見
6. 閉会

議会のしくみ

【市議会の役割】

私たちの大分市を快適な住みよいまちにするためには、市民一人ひとりが「自分たちで考え、話し合い、決め、自分たちの手で実行する」ことが理想的な住民自治ですが、全部の市民が一堂に会して話し合うことは不可能です。そのため、市民の中から代表者を選び、その代表者を通じて話し合いますが、この代表者が市長と市議会議員です。

市議会は、市議会議員が集まって、市民の要望、意見等を市政に反映させるため、市の予算や条例などについて話し合っていて決めているところで、市議会を「**議決機関**」ともいいます。また、決まったことを実際に進めていく市長を「**執行機関**」といい、市議会と市長は、それぞれ独立した立場でけん制し合い、協力し合いながら、車の両輪のように、ともに市の発展のため活動しています。



【 議会の権限 】

1. 議決権

- (1) 条例を定める・改める・廃止する。
- (2) 予算を定める。
- (3) 決算を認める。
- (4) 重要な契約を結ぶ。
- (5) その他の法律で定められていることを決める。

2. 監視権

- (1) 市の仕事が正しく行われているか、調べたり検査などをする。

3. 意見表明権

- (1) 国・県などへ、市民のために意見書を提出する。
- (2) 市の仕事について、市民から要望(請願・陳情)を受ける。

4. 選挙権

- (1) 議長・副議長・選挙管理委員などを選ぶ。

5. 自律権

- (1) 委員会の設置などについて、他から干渉されることなく、自ら決める。

【 議会の機能 】

(説明文：大分市議会基本条例 第2条「議会の活動原則」抜粋)

1. 市政運営のチェック機能

「市政の公正性、透明性及び信頼性を確保するため、市長及び他の執行機関の市政運営を監視する」機能

2. 民意吸収・反映機能

「市民の多様な意見を把握し市政に反映させる」機能

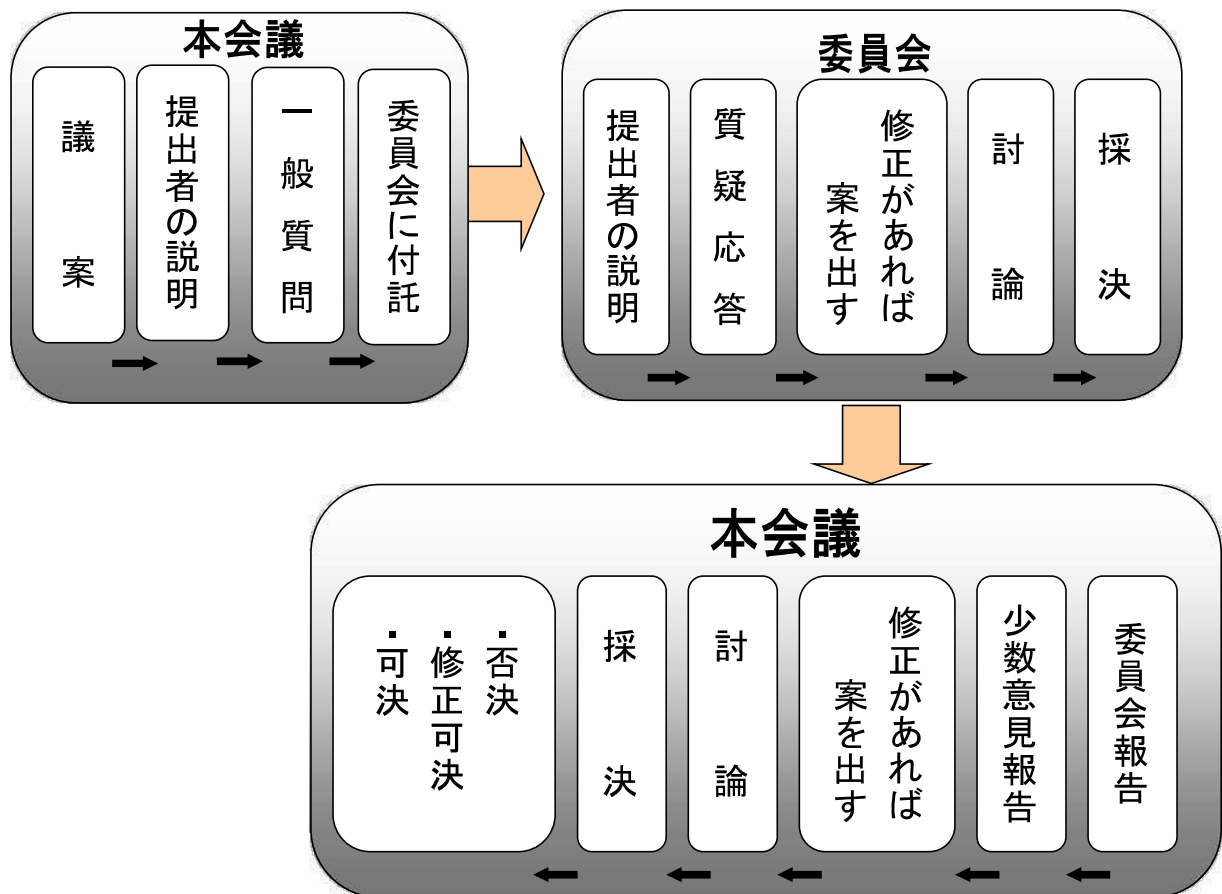
3. 政策立案機能

「市民の代表である議員相互の自由な討議により、政策を自ら立案する」機能

【 議案などの審議の流れ 】

市議会に提出された議案などは、まず本会議にかけて提出者の説明を聞いた上で、委員会に付託して審査をします。

委員会の審査が終わると、委員長が審査の経過や結果を本会議で報告し、多数決によって最終の決定をします。



本会議とは

本会議は、議場において議案などを審議したり、議会の最終的な意思を決めますが、原則として、議員定数の半数以上が出席しなければ開くことができません。

委員会とは

議案などは数が多く、内容も広い範囲にわたるので、いくつかの分野ごとに分けた方が効率もよく、より深く審議できるため、本会議の下、審査機関として委員会が設けられています。

市議会には、次の委員会が設置されています。議員は、いずれかの常任委員会に必ず所属することとなっています。

常任委員会(任期:2年)		
名 称	定数	所 管 事 項
総務常任委員会	9人	総務部、企画部、財務部、市民部、消防局、会計課、 監査委員及び選挙管理委員会の所管に属する事項並びに 他の委員会の所管に属さない事項
厚生常任委員会	9人	福祉保健部及び子どもすこやか部の所管に属する事項
文教常任委員会	9人	教育委員会の所管に属する事項
建設常任委員会	9人	土木建築部、都市計画部及び上下水道局の所管に属する事 項
経済環境常任委員会	8人	環境部、商工労働観光部、農林水産部及び農業委員会の所 管に属する事項

議会運営委員会(任期:2年)		
名 称	定数	所 管 事 項
議会運営委員会	7人	付託案件の審査及び議会の適正かつ円滑な運営を図るため 必要な事項

特別委員会		
名 称	定数	所 管 事 項
子ども育成・行政改革推進 特別委員会	10人	子どもに関する基本的な計画及び施策並びに 行政改革に関する調査
総合交通対策特別委員会	13人	交通体系及び公共交通並びに交通安全対策に 関する調査
地域活性化対策特別委員会	12人	中心市街地の活性化及び過疎対策に関する調査

※他に毎年、決算審査特別委員会が設置されます。

協議又は調整を行うための場			
名 称	所 管 事 項	構 成 員	招 集 権 者
会派代表者会議	議会の運営に関し会派間の協議又は調整を行うこと。	議長、副議長及び各会派代表者1名	議長
全員協議会	市政の重要な課題等及び議会の運営に関し協議又は調整を行うこと。	全議員	議長
広報委員会	議会の広報に関し協議又は調整を行うこと。	会派から選出された各1名の議員	委員長
議会活性化推進会議	議会の改革及び大分市議会基本条例に基づく議会運営に関し協議又は調整を行うこと。	議長、副議長及び会派から選出された各1名以上の議員	会長

議会改革の取り組み

項 目	内 容
本会議の中継	市政に関わる重要な案件を審査、議決する本会議の中継を開始しました。 ・平成 16 年 12 月 インターネット中継 ・平成 18 年 9 月 ケーブルテレビ中継 ・平成 19 年 9 月 インターネット録画中継
委員会議事録の公開	平成 20 年第 1 回定例会分から、5 つの常任委員会及び 3 つの特別委員会について、ホームページで一般公開しました。
市民意見交換会	市民の多様な意見を把握し、市政に反映させ、市民と一緒にまちづくりの活動に取り組むため、毎年、市民意見交換会を開催することにしました。 (平成 20 年 7 月から)
大分市議会基本条例の制定 (平成 20 年 12 月 17 日制定 平成 21 年 4 月 1 日施行)	議会や議員のあり方、市民や市長との関係などの議会に係る基本的な事項を定めた議会における最高規範を制定しました。
請願・陳情の取扱いの見直し	請願及び陳情を市民による政策提案と位置づけるとともに、提案者の意見を聴く機会を設けました。
決算審査特別委員会での 分科会方式の導入	平成 22 年第 3 回定例会から、より迅速で効率的、効果的な決算審査とするため、ほぼ全議員が参加するとともに、5 つの分科会に分かれて審査する分科会方式を導入し、同定例会中に認定することとしました。
大分市子ども条例の制定 (平成 23 年 3 月 16 日制定 平成 23 年 5 月 5 日施行)	家庭、学校等、地域、事業主及び市が連携協力し、子育てや子どもの育ちを社会全体で支援することにより、すべての子どもが健やかに育つ社会の実現を図るため制定しました。

項 目	内 容
賛否の公開	各議員の議案に対する賛否の公開について、議会ホームページへの掲載は平成 23 年第 1 回定例会分から、議会だよりへの掲載は平成 23 年第 2 回定例会分から始めました。
若年層との意見交換	若年層の政治参加意識を喚起するために、高校、大学（短期大学含む）、専門学校の3つに区分する中で、各1校以上と意見交換を行っています。 【令和3年度 若年層との意見交換 アンケート記述(抜粋)】 ・もっと若い人も議会などに加わって、様々な年代の人が意見を出し合えるようになってほしい。 ・大分市をいい町にするためにいろいろ考えていてすごいと思いました。 ・スマホをもっと利用して若者を取り入れてほしい。 ・もっと大分市の住みやすさが向上するような政策を考えてほしい。
議会が行う事務事業評価導入	決算審査の一環として、市が執行する事務事業について、必要性、妥当性、達成度、費用対効果などの観点から議会が評価を行い、決算審査をより深め、その結果を今後の行政の事務事業の点検、改善につなげ、さらに翌年度の予算編成に反映させ、もって市民福祉の向上及び市政の発展に寄与します。今年9月の第3回定例会においても、15 の評価対象事務事業について、評価を行います。
災害対策に関する提言	東日本大震災の発生や福島第一原子力発電所の事故を受け、災害対策の重要性が一層高まっていることから、市民の生命・財産を守り、本市への災害を未然に防ぐよう災害規模を減じ、また災害を受けた場合の速やかな復興を図るため、本市の災害対策について必要な対策等を取りまとめ、市長に対し提言を行いました。

項 目	内 容
大 分 市 議 会 災 害 時 行 動 マニュアルの策定	災害発生時における大分市議会の安否確認や連絡体制の方法を予め決めておくもので、被害状況の報告やその対応の協議、また議員の参集など、災害発生時において議員一人ひとりのとるべき行動を時間の流れに沿って策定しました。
議会 B C P （業務継続計画） の策定	南海トラフ巨大地震などの大規模災害に備え、災害発生時における本会議の招集、議案の審議、採択に関する手順を予め決めておくもので、予算などの重要議案の審議が遅れて市政運営に支障が出ないようにすることを目的としています。定例会の招集前から最終日までを6つの期間に分け、災害が発生する時期に応じて議案審議の流れや手続きをまとめました。
大分市民のこころといのちを守る条例の制定 （平成27年 9月10日制定） （平成28年 4月 1日施行）	自殺対策を総合的に推進し、市民一人ひとりのこころといのちを守り、ともに支え、ともに生きる社会の実現を図るため制定しました。
大分市高校生議会の開催	18歳選挙権を記念し、大分市の将来を担う高校生による模擬市議会を開催することにより、高校生の政治参加意識を高めることを目的として、平成28年8月20日に大分市高校生議会を開催しました。 各学校から選出された高校生議員が議場で一般質問を行い、その後、市議会議員と高校生議員が意見交換を行いました。
大分市健康づくり推進条例の制定 （平成30年12月14日制定） （平成31年 4月 1日施行）	行政機関をはじめとして関係機関・団体等が一体となって、市民の健康づくりを総合的かつ効果的に推進することにより、誰もが健康で安心して暮らせるまちの実現を目指すため制定しました。

項 目	内 容
投票率の向上対策についての政策提言	平成 31 年 4 月に行われた県知事・県議会議員選挙や市長選挙において選挙の投票率が最低水準に低下するなど、選挙の投票率が年々低下している背景を踏まえ、その現状を改善するため、「投票率の向上対策」について政策提言を目指し、調査研究を行いました。 令和 2 年 9 月に「投票率の向上対策に関する提言書」を市長および選挙管理委員会委員長に提出するとともに、議会が主体的に取り組んでいく事項として「投票率の向上に向けた議会の取り組み」を取りまとめました。 令和 2 年 12 月には、国に対する要望事項を取りまとめ、「投票率の向上に向けた公職選挙法等の改正を求める意見書」を国に提出しました。
団体等との意見交換	市民の皆様からの多様なご意見をお聞きし、市政に反映させるため、市内の団体や事業所等を対象に、議員が直接会場にうかがい、ご希望のテーマ・内容に沿った意見交換を行う、団体等との意見交換を開始しました。
若年層に特化した議会モニター	若年層の政治参加意識を喚起し、市議会に対する関心を高めるとともに、意見等を広く聴取し、議会活動等に反映させることにより、議会機能の充実及び強化を図ることを目的とした、若年層に特化した議会モニター制度を開始しました。
議会 B C P（業務継続計画）へ感染症対策編の追加	既存の大分市議会 B C P は自然災害を想定しており、感染症流行に関する対応手順等の明記がなかったため、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、感染症まん延時の議会の体制等について調査研究を行いました。 その結果、既存の議会 B C P を「議会 B C P（自然災害編）」と改定し、感染症まん延時の議会・議員の役割及び行動規範を定めた「議会 B C P（感染症対策編）」を策定し、様々な災害等に対応できるようにしました。

<議会改革の取り組みに対する評価等（参考）>

○日経グローバル 全国市区議会改革度調査（2年に1度調査）

※平成30年は議会活力度調査

平成22年：第6位（807市区議会中）

平成24年：第50位（804市区議会中）

平成26年：第36位（813市区議会中）

平成28年：調査なし

平成30年：第13位（813市区議会中）

○早稲田大学マニフェスト研究所全国地方議会改革度調査

平成29年：第46位（1,318地方議会中）

平成30年：第45位（1,447地方議会中）

令和元年：第108位（1,433地方議会中）

令和2年：第155位（1,404地方議会中）

令和3年：第75位（1,355地方議会中）

○中核市議会議長会 議会報コンクール

平成21年 第4回：優秀賞

平成22年 第5回 ※開催地が大分市であったため、参考出品とした。

平成23年 第6回：最優秀賞

平成24年 第7回：優秀賞

平成25年 第8回：最優秀賞

平成27年 第10回：最優秀賞

平成28年 第11回：優秀賞

令和2年 第15回：特別賞

○他市区議会からの議会改革に関する視察を全て議員が対応

平成21年4月から令和4年3月末：延べ243市区議会（2,124名）

○ 市民意見交換会における意見・質問等への対応

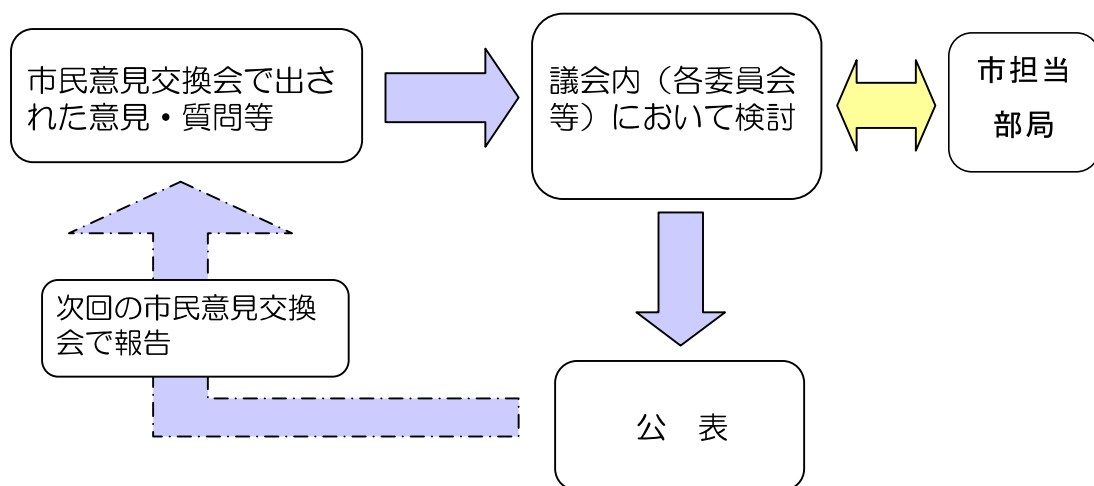
○意見・質問等の取り扱いについて

多くの市民の皆さんからいただいたご意見等については、その内容が類似しているものをまとめるなど整理した上で、検討を行います。

検討が終わりましたら、対応の経過をまとめた冊子を、各支所、公民館等に備え付けます。

また、市議会のホームページでもご覧いただけます。

○意見・質問等の取り扱いの流れ



議会からの報告

・ 事務事業評価結果

○事務事業評価

平成24年より、決算審査の一環として、事務事業評価を導入しました。
事務事業評価とは、市が行う事務事業を必要性、妥当性、達成度、費用対効果などの観点から、「拡充」、「継続」、「改善の上で継続」、「終期設定し終了」、「休止・廃止」の5つの区分で評価することにより、決算審査をより深め、その結果を今後の行政の事務事業の改善等につなげ、さらに翌年度の予算編成に反映させるよう求めるものです。

○評価区分の説明

評価区分	内容
拡充	予算を増額して事業を行う 【例】①事業内容として効果があり、事業費を増額するなどして事業を行うべきである。
継続	予算、事業内容ともに現状を維持する 【例】①現状のままで十分効果があり特に変更なし。
改善の上で継続	現行の予算の範囲内において、事業内容を改善する 【例】①事業内容を一部見直して継続すべきである。 ②事業費等を縮小した上で継続すべきである。
終期設定し終了	時期を定め事業を終了する 【例】①事務事業の目的がおおむね達成されており、今後の効果があまり期待できない。 ②市が行う必要性がなく、民間活力を導入すべきである。
休止・廃止	次年度から休止・廃止 【例】①財政状況、他に優先すべき事業があり、一時休止すべきである。 ②所期の目的が既に達成されている。 ③事務事業の必要性が低く、成果が出ていないため廃止すべきである。

令和4年度 事務事業評価（議会） （令和3年度決算）

分科会評価結果

分 科 会 名	総務分科会					整 理 番 号	総務－ 2			
事 務 事 業 名	大 分 市 自 治 会 連 合 会 運 営 費 等 補 助 金									
評 価 区 分 (事務事業の方向性)	1	拡 充	2	継 続	3	改善の上 で継続	4	終期設定 し終了	5	休止・廃止
〈上記評価区分とした理由、改善内容、提案事項等〉 本事業は、地域におけるまちづくりの主体となっている自治会が、それぞれの地域の特性に応じたまちづくりをより一層推進できるよう、自治会連合組織の運営等の支援を行い、地域コミュニティの活性化を図ることを目的としている。 高齢化の加速や住民の地域への帰属意識の希薄化等から、地域活動の担い手が不足している現状を踏まえ、自治会同士の連携を密にし、情報共有と自治会間の横のつながりを強化することが重要であることから、本事業の必要性は認められる。 今後も、自治会連合会への支援や相談体制の充実に努めるとともに、校区まちづくり協議会の設立促進に対しても引き続き支援することを求め、継続とした。										

令和４年度 事務事業評価（議会）
（令和３年度決算）

分 科 会 評 価 結 果

分 科 会 名	厚生分科会					整 理 番 号	厚生－ 1			
事 務 事 業 名	孫 育 て 応 援 事 業									
	1	拡 充	2	継 続	3	改善の上 で継続	4	終期設定 し終了	5	休止・廃止
評 価 区 分 (事務事業の方向性)										
〈上記評価区分とした理由、改善内容、提案事項等〉										
本事業は、昔と今の子育て方法の違い等を示した「おおいた孫育てガイドブック」を作成、配布するとともに、ガイドブックを活用して講義や実技を行う孫育て応援教室を開催することで、子育てに関する祖父母世代と親世代の世代間の摩擦を解消し、子育てを祖父母世代がサポートすることで、家族全体で子育てを支える機運の醸成を図ることを目的としている。										
近年、共働きの両親に代わって孫の世話をする祖父母が増える中、ガイドブックや講義、実技の実践は改めて今の育児を学ぶよい機会となっている。										
今後は、ガイドブックの掲載内容等を工夫するとともに、孫育て応援教室への参加者増加に向けて、講座内容やチラシ配布を含めた周知方法について見直しを行うことで、さらに効果的な事業とすることを求め、改善の上で継続とした。										

令和４年度 事務事業評価（議会）
（令和３年度決算）

分 科 会 評 価 結 果

分 科 会 名	文教分科会					整 理 番 号	文教－ 1			
事 務 事 業 名	不 登 校 児 童 生 徒 支 援 事 業									
評 価 区 分 (事務事業の方向性)	1	拡 充	2	継 続	3	改善の上 で継続	4	終期設定 し終了	5	休止・廃止
〈上記評価区分とした理由、改善内容、提案事項等〉										
本事業は、学校に登校はできるものの教室には入室できない児童生徒が教室 復帰したり、登校に不安を抱える児童生徒が安心して登校したりできるよう支 援教室において専任のスタッフが支援・援助等を行うものである。										
生徒指導や教育相談に関する専門的な知識と技能を備えた退職教職員等が、 スクールライフサポーターとして支援教室に常駐することにより、支援教室に 登校する児童生徒個々の状況に応じ、学習面、生活面におけるきめ細かな支援・ 援助に加え、進路相談や保護者との教育相談が可能となることから、本事業の 必要性は高いと認められる。										
今後は、児童生徒が不登校となる要因等の調査に努めるとともに、地域人材 の掘り起こし等教育現場における人材を確保する中で、全校において児童生徒 へのきめ細かな支援・援助が可能となるよう、スクールライフサポーターの配 置校を増やしていく必要があることから拡充とした。										

令和4年度 事務事業評価（議会） （令和3年度決算）

分科会評価結果

分 科 会 名	建設分科会					整 理 番 号	建設－ 2			
事 務 事 業 名	新 た な モ ビ リ テ ィ サ ー ビ ス 事 業									
評 価 区 分 (事務事業の方向性)	1	拡 充	2	継 続	3	改善の上 で継続	4	終期設定 し終了	5	休止・廃止
〈上記評価区分とした理由、改善内容、提案事項等〉										
本事業は、高齢者等の移動困難者の支援や過疎地域における移動手段の確保やドライバー不足への対応など、地域公共交通が抱える課題解決に向けた取組として、グリーンスローモビリティの実験運行を実施するとともに、自動運転車両の活用方法を調査するなど、多様な技術を活用した新たなモビリティサービスの創出を目的としている。										
本市においても、交通事業者のドライバー不足や高年齢化が深刻になっているほか、運転免許返納者が増加傾向にあることから、今後、公共交通に対するニーズが高まることが予測される。また、将来を見据えて、周辺自治体を含めた移動の円滑化や観光・誘客の促進等を図る観点、カーボンニュートラルを目指す観点からも、本事業の必要性は高いと認められる。										
今後も、引き続き交通弱者の支援のため、ふれあい交通運行事業や路線バス代替交通運行事業等の既存事業との連携を踏まえたうえで、国の動向を注視しつつ、本市における自動運転のあり方や空飛ぶクルマの社会実装に向けた調査・検討を継続して行い、グリーンスローモビリティ実験運行については、これまでの実験内容を検証し、事業化に向けた検討を行うことを求め、改善の上で継続とした。										

令和 4 年度 事務事業評価（議会）
（令和 3 年度決算）

分 科 会 評 価 結 果

分 科 会 名	経 済 環 境 分 科 会					整 理 番 号		経 済 環 境 ー 1		
事 務 事 業 名	有 害 鳥 獣 対 策 事 業									
評 価 区 分 (事務事業の方向性)	1	拡 充	2	継 続	3	改善の上 で継続	4	終期設定 し終了	5	休止・廃止
＜上記評価区分とした理由、改善内容、提案事項等＞										
本事業は、野生鳥獣（イノシシ等）による農作物の被害に加え、近年は住宅地に出没し人身被害が懸念される事例が増加傾向にある。これらの有害鳥獣を捕獲するとともに、防護柵の設置等の予防対策を進めることで被害の軽減を図ることを目的としている。 有害鳥獣の捕獲に対する報奨金や防護柵設置、新規わな免許取得者への補助等を通じ、この 10 年間で有害鳥獣捕獲班員は約 100 名増加し、イノシシの捕獲頭数は年平均で 5 倍の約 1400 頭に増加するなど、一定の効果は認められる。 しかしながら、依然、本市における農作物等の被害は深刻な状況であり、また、有害鳥獣の住宅地等への出没は人的被害も懸念される。鳥獣被害を減らすため、今後も大分市猟友会等との連携も含め、捕獲や追払いなどを行う人員の確保に努めるとともに、捕獲や農作物等への被害防止に対する補助をよりニーズに合ったものにすることによって、一層の対策強化を求め、拡充とした。										

「（仮称）大分市若者参画条例」について

【 若者を取り巻く現状 】

- 少子高齢化の進展
- 進学や就職を機に大分市から若者が流出
- 若者の投票率が低い。
- 年齢が上がるにつれ、将来に夢や希望を持つ割合が減少

【 現状を踏まえての課題 】

- 社会の担い手の減少
- まちの活力の低下
- 若者が行政や政治に意見を言える機会が少ない。
- 若者が必要とする施策が展開できているか。

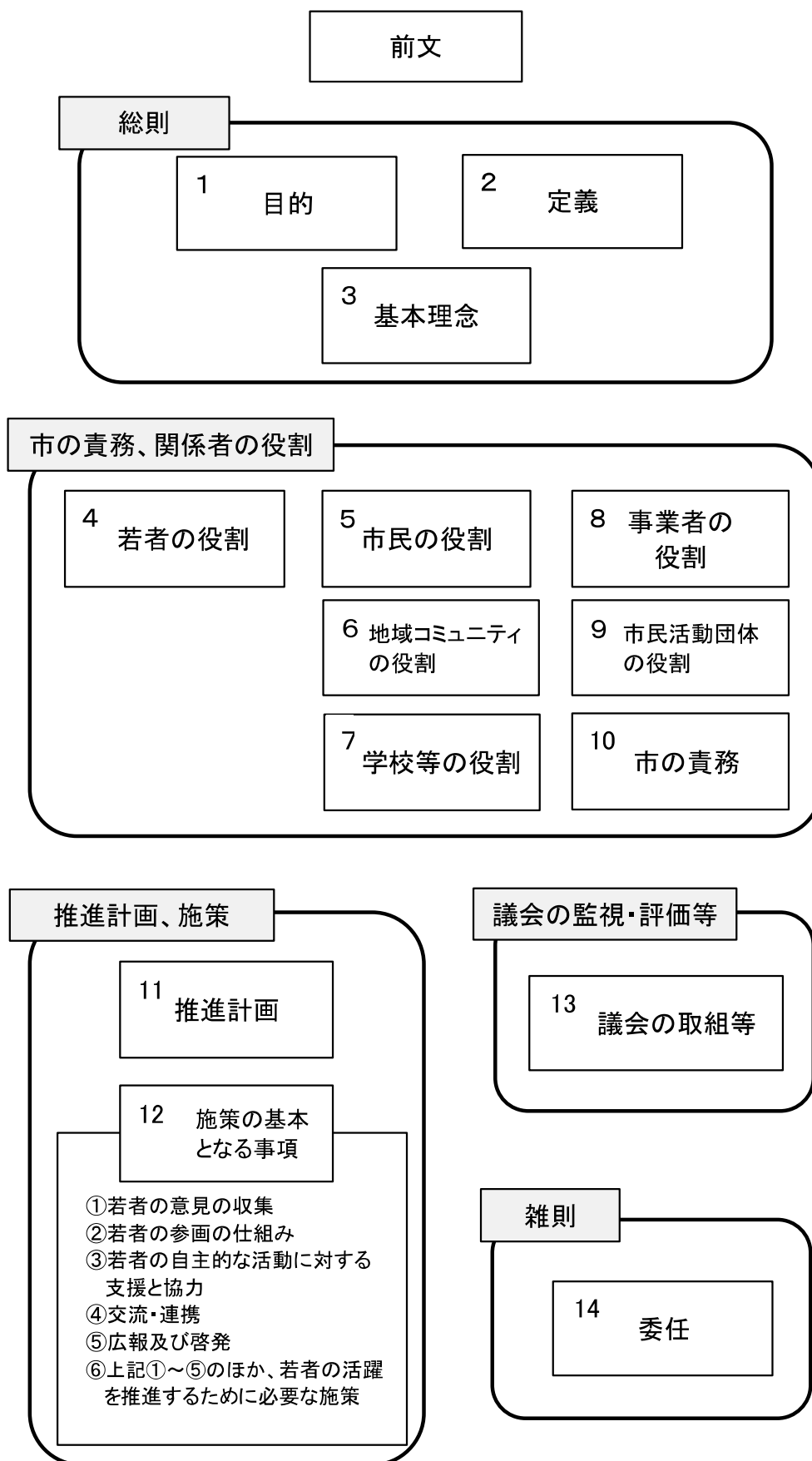
【 条例を制定する目的 】

- 若者の活躍推進に関する基本理念を定める。
- 若者の活躍を推進するため、若者、市民、地域コミュニティ、学校等、事業者、市民活動団体の役割や市の責務を明らかにする。
- 若者の成長及び社会参画の促進を図り、若者の持つ活力が循環するまちの実現を図る。

【 条例の概要（特色）】

- 若者は、おおむね１６歳から２９歳までを対象としている。
- 若者が、暮らす地域に関心を深めることや、自主的活動に取り組み、その能力と行動力を発揮することを促す。
- 市は、若者の活躍推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを定める。
- 議会は、市の施策が効果的に推進されるよう、監視・評価を行い、必要に応じて提言を行うとともに、若者の政治参画に対する意識醸成や意見の把握に取り組む。

「(仮称)大分市若者参画条例」 構成図(案)



「(仮称) 大分市若者参画条例」の骨子 (案)

1 目的

- (1) 若者の活躍の推進に関する基本理念を定めること。
- (2) 若者、市民、地域コミュニティ、学校等、事業者、市民活動団体の役割、市の責務を明らかにすること。
- (3) 若者の活躍推進に関する基本的事項を定めること。
- (4) 若者の成長及び社会参画の促進を図ること。
- (5) 若者の持つ活力が循環するまちを実現する。

2 定義

- (1) 市民
市内に住所を有する者及び市内に通勤し、又は通学する者をいう。
- (2) 若者
おおむね16歳から29歳までの者をいう。
- (3) 地域コミュニティ
自治会等、地域を基盤に形成された団体をいう。
- (4) 学校等
高等学校、大学、高等専門学校、専修学校をいう。
- (5) 事業者
市内において事業活動を行う個人、法人をいう。
- (6) 市民活動団体
市内において若者の社会参画に関係する団体をいう。

3 基本理念

- (1) 若者が社会の担い手の一員であることを認識し、社会で活躍できるよう社会的気運を醸成すること。
- (2) 若者の意見及び自主性を尊重しつつ、その自主的な活動に対して必要な支援を行うこと。
- (3) 若者、市民、地域コミュニティ、学校等、事業者、市民活動団体及び市が、それぞれの役割または責務を認識し、相互に連携を図りながら協働で取り組むこと。

4 若者の役割

- (1) 自らが暮らす地域に関心を深めるとともに、地域コミュニティや市民活動団体等が取り組む活動や市が実施する施策に積極的に参加または、協力するよう努めること。
- (2) 社会の様々な場面において活躍の場があることを認識し、自主的な活動に取り組み、その持てる能力や行動力を発揮するよう努めること。

5 市民の役割

- (1) 若者に対して社会参画に関する必要な情報の提供、助言その他の支援を行うよう努めること。
- (2) 市が実施する施策をはじめ、若者の活躍推進のための取組に協力するよう努めること。

6 地域コミュニティの役割

- (1) 若者が参加しやすい活動の実施と活動への参加を促し、地域に関する必要な情報の提供、助言その他の支援を行うよう努めること。
- (2) 市が実施する施策をはじめ、若者の活躍推進のための取組に協力するよう努めること。

7 学校等の役割

- (1) 若者の地域活動への参加及び自主的な活動の促進等を通じて、若者の社会参画を支援するよう努めること。
- (2) 市が実施する施策をはじめ、若者の活躍推進のための取組に積極的に協力するよう努めること。

8 事業者の役割

- (1) 若者の自主的な活動に対する支援、交流活動の実施等を通じて、若者の社会参画を支援するよう努めること。
- (2) 市が実施する施策をはじめ、若者の活躍推進のための取組に積極的に協力するよう努めること。

9 市民活動団体の役割

- (1) それぞれが目的や理念を実現しようとする活動を通じて、若者の自己形成及び成長を支援するよう努めること。
- (2) 若者が自由に意見を言える環境づくりや、必要な情報の提供、助言その他の支援を行うよう努めること。
- (3) 市が実施する施策をはじめ、若者の活躍推進のための取組に協力するよう努めること。

1 0 市の責務

- (1) 若者活躍に関する施策を総合的かつ計画的に実施すること。
- (2) 施策を実施するに当たっては、若者、市民、地域コミュニティ、学校等、事業者、市民活動団体等の意見を反映させるよう努めるとともに、相互に連携するよう努めること。
- (3) 若者活躍を推進するための環境整備を図ること。
- (4) この条例の目的を達成するため、必要に応じて財政上の措置その他の措置を講じること。

1 1 推進計画

- (1) 若者の活躍推進に関する施策を実施するため、若者の活躍推進に関する計画を策定すること。
- (2) 推進計画は、次に掲げる事項について定めること。
 - ① 若者の活躍に関する基本方針
 - ② 若者の活躍に関する施策
 - ③ 上記①、②に掲げるもののほか、若者の活躍を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- (3) 策定に当たっては、若者をはじめとする関係者から広く意見を聴くこと。
- (4) 計画を策定したときは、速やかに公表すること。

1 2 施策の基本となる事項

- (1) 若者の意見の収集に関すること。
- (2) 若者の参画の仕組みに関すること。
- (3) 若者の自主的な活動に対する支援と協力に関すること。
- (4) 交流・連携に関すること。
- (5) 広報及び啓発に関すること。
- (6) 上記(1)～(5)に掲げるもののほか、若者の活躍を推進するために必要な施策。

1 3 議会の取組等

- (1) 若者の活躍に関する施策が効果的に推進されるよう監視・評価を行うとともに必要に応じて提言等を行うこと。
- (2) 若者と交流する機会を設け、若者の政治参画に対する意識醸成に努めるとともに、意見の把握に努めること。

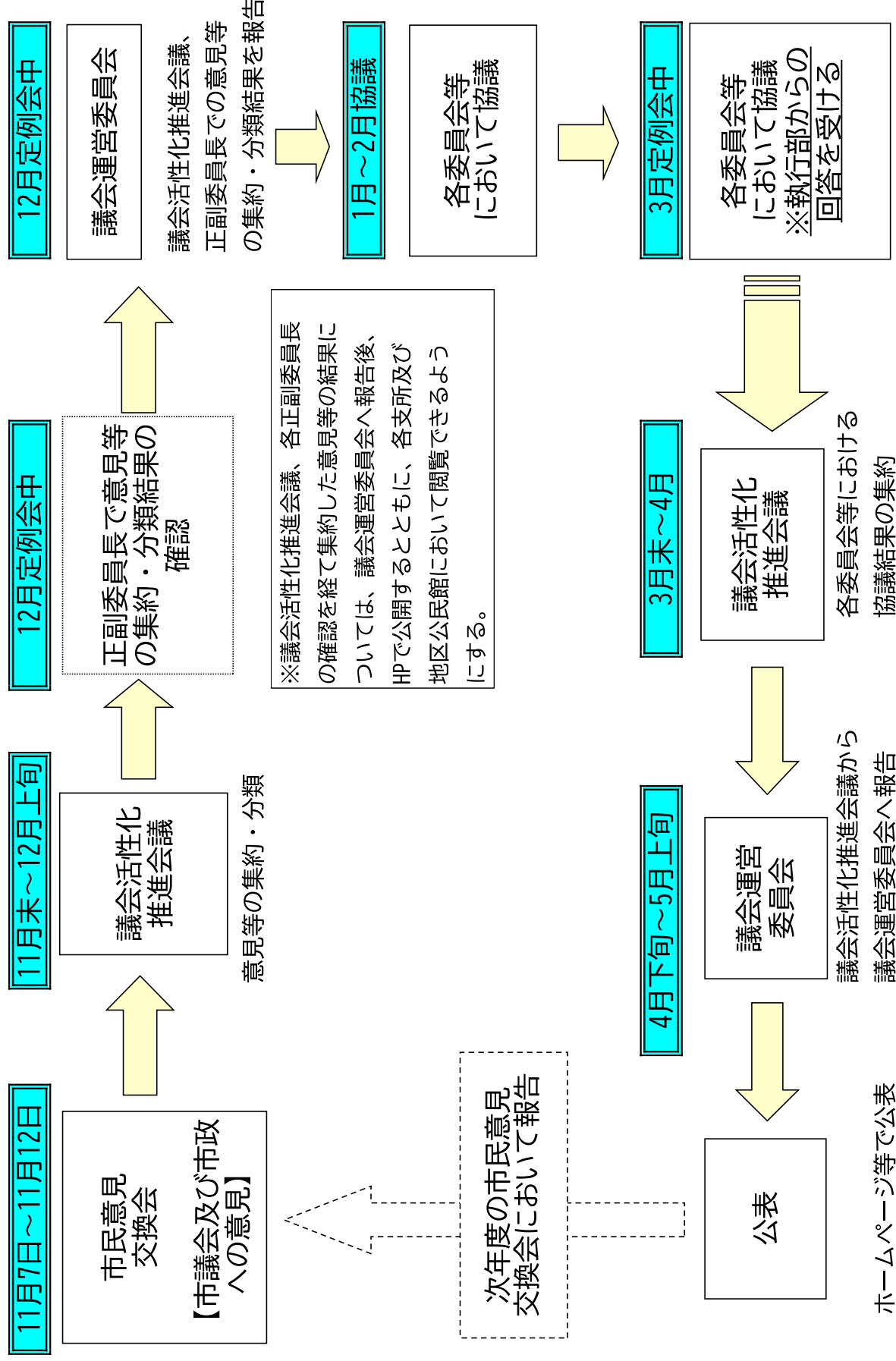
1 4 委任

この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

条例策定に向けた関係者との意見交換の実施実績(日程順)

	意見交換の相手方	実施日
1	任意団体 connective impact	令和3年11月10日(水)
2	NPO法人 おおいた子ども支援ネット	令和3年12月18日(土)
3	佐藤 和輝 氏	令和3年12月27日(月)
4	MC Max 氏、小野 智将 氏	令和4年1月13日(木)
5	成人記念集会実行委員会	令和4年1月13日(木)
6	日本文理大学	令和4年1月21日(金)
7	大分オトナカフェ	令和4年2月22日(火)
8	大分短期大学 園芸科	令和4年2月25日(金)
9	大分商工会議所青年部	令和4年3月2日(水)
10	未来応援コミュニティ b-room	令和4年4月19日(火)
11	大分市自治会連合会	令和4年5月19日(木)
12	大分市民生委員児童委員協議会	令和4年5月19日(木)
13	大分市青少年健全育成連絡協議会	令和4年5月30日(月)

市民意見交換会における意見等の取扱いについて 【市議会及び市政への意見】



若年層との意見交換 開催実績

	高校・高専	大学・短期大学	専門学校
平成23年度	大分舞鶴高校 大分工業高校	大分大学	大分経理専門学校 IVY総合技術工学院
平成24年度	情報科学高校 大分工業高等専門学校	日本文理大学	大分経理専門学校 IVY総合技術工学院
平成25年度	鶴崎工業高校 大分雄城台高校 大分国際情報高校	芸術文化短期大学	大分経理専門学校 IVY総合技術工学院
平成26年度	大分高校 大分西高校 大分商業高校	看護科学大学	大分経理専門学校 アンビシャス国際美容学校
平成27年度	大分豊府高校 大分南高校 芸術緑丘高校	大分大学	明日香美容文化専門学校
平成29年度	大分上野丘高校 大分工業高校	日本文理大学	IVY総合技術工学院
平成30年度	大分東高校 岩田高校	大分大学	田北調理師専門学校
令和元年度	爽風館高校 大分支援学校	芸術文化短期大学	大分経理専門学校
※令和2年度	爽風館高校	—	—
※令和3年度	爽風館高校	—	—
※令和4年度	—	—	—

※新型コロナウイルス感染症の影響により、爽風館高校のみ実施(令和2年度及び令和3年度)

※新型コロナウイルス感染症の影響により未実施(令和4年度)

若年層との意見交換



①議会のしくみ

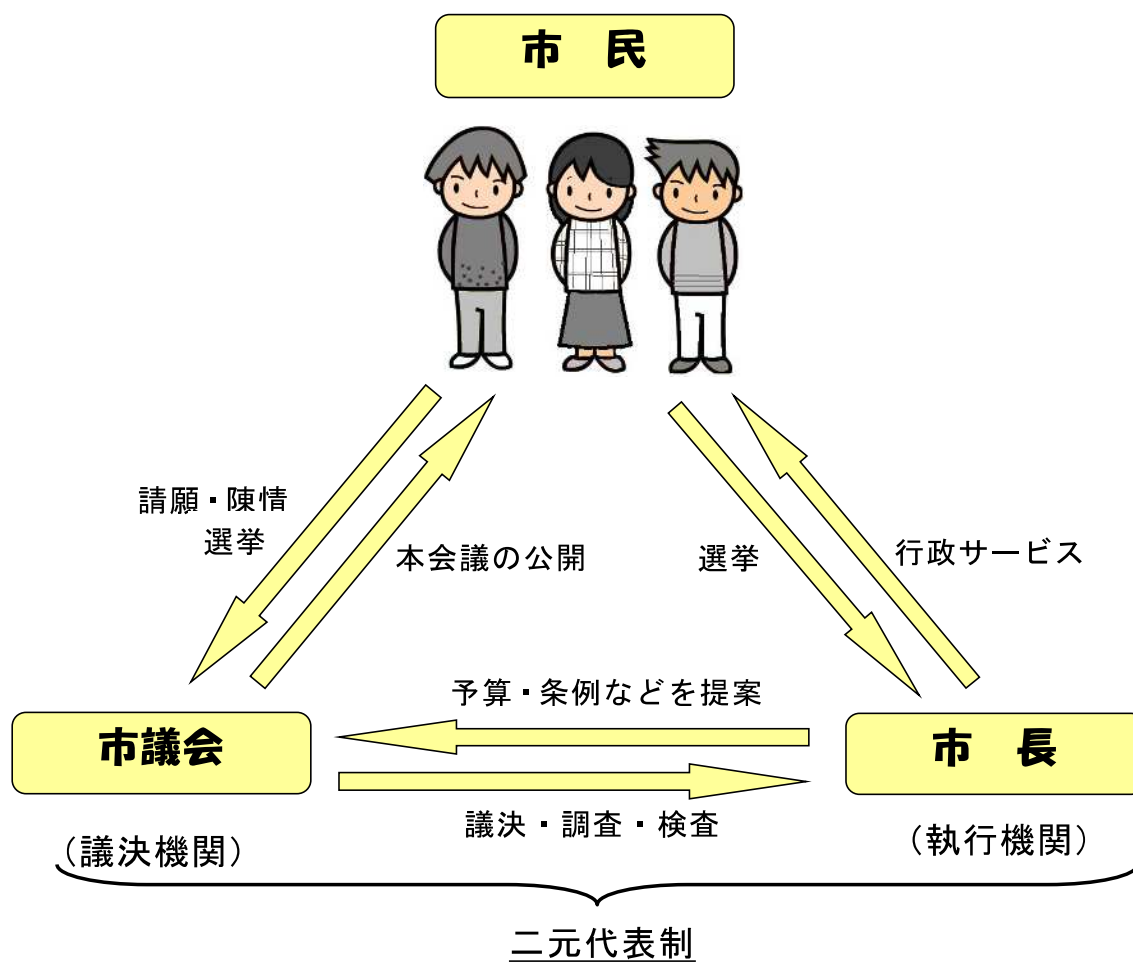
②議会改革の取り組み

①議会のしくみ

【市議会の役割】

私たちの大分市を快適な住みよいまちにするためには、市民一人ひとりが「自分たちで考え、話し合い、決め、自分たちの手で実行する」ことが理想的な住民自治ですが、全部の市民が一堂に会して話し合うことは不可能です。そのため、市民の中から代表者を選び、その代表者を通じて話し合いますが、この代表者が市長と市議会議員です。

市議会は、市議会議員が集まって、市民の要望、意見等を市政に反映させるため、市の予算や条例などについて話し合っていて決めているところで、市議会を「**議決機関**」ともいいます。また、決まったことを実際に進めていく市長を「**執行機関**」といい、市議会と市長は、それぞれ独立した立場でけん制し合い、協力し合いながら、車の両輪のように、ともに市の発展のため活動しています。



【 議会の権限 】

1. 議決権

- (1) 条例を定める・改める・廃止する。
- (2) 予算を定める。
- (3) 決算を認める。
- (4) 重要な契約を結ぶ。
- (5) その他の法律で定められていることを決める。

2. 監視権

- (1) 市の仕事が正しく行われているか、調べたり検査などをする。

3. 意見表明権

- (1) 国・県などへ、市民のために意見書を提出する。
- (2) 市の仕事について、市民から要望(請願・陳情)を受ける。

4. 選挙権

- (1) 議長・副議長・選挙管理委員などを選ぶ。

5. 自律権

- (1) 委員会の設置などについて、他から干渉されることなく、自ら決める。

【 議会の機能 】

(説明文：大分市議会基本条例 第2条「議会の活動原則」抜粋)

1. 市政運営のチェック機能

「市政の公正性、透明性及び信頼性を確保するため、市長及び他の執行機関の市政運営を監視する」機能

2. 民意吸収・反映機能

「市民の多様な意見を把握し市政に反映させる」機能

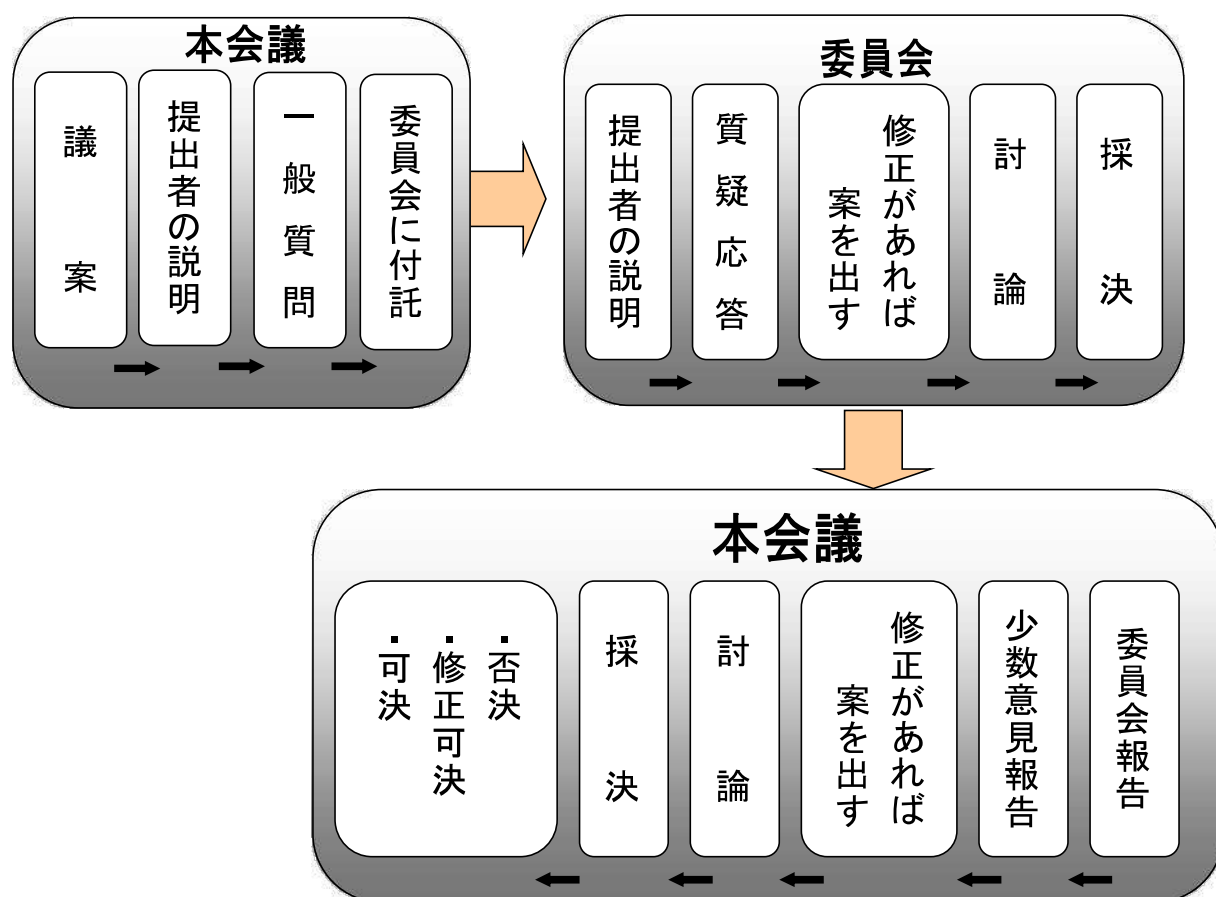
3. 政策立案機能

「市民の代表である議員相互の自由な討議により、政策を自ら立案する」機能

【 議案などの審議の流れ 】

市議会に提出された議案などは、まず本会議にかけて提出者の説明を聞いた上で、委員会に付託して審査をします。

委員会の審査が終わると、委員長が審査の経過や結果を本会議で報告し、多数決によって最終の決定をします。



本会議とは

本会議は、議場において議案などを審議したり、議会の最終的な意思を決めますが、原則として、議員定数の半数以上が出席しなければ開くことができません。

委員会とは

議案などは数が多く、内容も広い範囲にわたるので、いくつかの分野ごとに分けた方が効率もよく、より深く審議できるため、本会議の下、審査機関として委員会が設けられています。

市議会には、次の委員会が設置されています。議員は、いずれかの常任委員会に必ず所属することとなっています。

常任委員会(任期:2年)		
名 称	定数	所 管 事 項
総務常任委員会	9人	総務部、企画部、財務部、市民部、消防局、会計課、 監査委員及び選挙管理委員会の所管に属する事項並びに 他の委員会の所管に属さない事項
厚生常任委員会	9人	福祉保健部及び子どもすこやか部の所管に属する事項
文教常任委員会	9人	教育委員会の所管に属する事項
建設常任委員会	9人	土木建築部、都市計画部及び上下水道局の所管に属する事 項
経済環境常任委員会	8人	環境部、商工労働観光部、農林水産部及び農業委員会の所 管に属する事項

議会運営委員会(任期:2年)		
名 称	定数	所 管 事 項
議会運営委員会	7人	付託案件の審査及び議会の適正かつ円滑な運営を図るため 必要な事項

特別委員会		
名 称	定数	所 管 事 項
子ども育成・行政改革推進 特別委員会	10人	子どもに関する基本的な計画及び施策並びに 行政改革に関する調査
総合交通対策特別委員会	13人	交通体系及び公共交通並びに交通安全対策に 関する調査
地域活性化対策特別委員会	12人	中心市街地の活性化及び過疎対策に関する調査

※他に毎年、決算審査特別委員会が設置されます。

協議又は調整を行うための場			
名 称	所 管 事 項	構 成 員	招 集 権 者
会派代表者会議	議会の運営に関し会派間の協議又は調整を行うこと。	議長、副議長及び各会派代表者1名	議長
全員協議会	市政の重要な課題等及び議会の運営に関し協議又は調整を行うこと。	全議員	議長
広報委員会	議会の広報に関し協議又は調整を行うこと。	会派から選出された各1名の議員	委員長
議会活性化推進会議	議会の改革及び大分市議会基本条例に基づく議会運営に関し協議又は調整を行うこと。	議長、副議長及び会派から選出された各1名以上の議員	会長

②議会改革の取り組み

項 目	内 容
本会議の中継	市政に関わる重要な案件を審査、議決する本会議の中継を開始しました。 ・平成 16 年 12 月 インターネット中継 ・平成 18 年 9 月 ケーブルテレビ中継 ・平成 19 年 9 月 インターネット録画中継
委員会議事録の公開	平成 20 年第 1 回定例会分から、5 つの常任委員会及び 3 つの特別委員会について、ホームページで一般公開しました。
市民意見交換会	市民の多様な意見を把握し、市政に反映させ、市民と一緒にまちづくりの活動に取り組むため、毎年、市民意見交換会を開催することにしました。(平成 20 年 7 月から)
大分市議会基本条例の制定 (平成 20 年 12 月 17 日制定 平成 21 年 4 月 1 日施行)	議会や議員のあり方、市民や市長との関係などの議会に係る基本的な事項を定めた議会における最高規範を制定しました。
請願・陳情の取扱いの見直し	請願及び陳情を市民による政策提案と位置づけるとともに、提案者の意見を聴く機会を設けました。
決算審査特別委員会での 分科会方式の導入	平成 22 年第 3 回定例会から、より迅速で効率的、効果的な決算審査とするため、ほぼ全議員が参加するとともに、5 つの分科会に分かれて審査する分科会方式を導入し、同定例会中に認定することとしました。
大分市子ども条例の制定 (平成 23 年 3 月 16 日制定 平成 23 年 5 月 5 日施行)	家庭、学校等、地域、事業主及び市が連携協力し、子育てや子どもの育ちを社会全体で支援することにより、すべての子どもが健やかに育つ社会の実現を図るため制定しました。

項 目	内 容
賛否の公開	各議員の議案に対する賛否の公開について、議会ホームページへの掲載は平成 23 年第 1 回定例会分から、議会だよりへの掲載は平成 23 年第 2 回定例会分から始めました。
若年層との意見交換	若年層の政治参加意識を喚起するために、高校、大学（短期大学含む）、専門学校 の 3 つに区分する中で、各 1 校以上と意見交換を行っています。 ※令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、爽風館高校のみと実施 【令和2年度 若年層との意見交換 アンケート記述(抜粋)】 ・今回のように、学生と直に触れる機会は学生にとっても貴重なので続けてほしい。 ・私たちの知らないところでいろんなことをされているのがわかった。 ・これからも大分市がもっと良くなるように私自身頑張ろうと思った。
議会が行う事務事業評価導入	決算審査の一環として、市が執行する事務事業について、必要性、妥当性、達成度、費用対効果などの観点から議会が評価を行い、決算審査をより深め、その結果を今後の行政の事務事業の点検、改善につなげ、さらに翌年度の予算編成に反映させ、もって市民福祉の向上及び市政の発展に寄与します。今年 9 月の第 3 回定例会においても、15 の評価対象事務事業について、評価を行いました。
災害対策に関する提言 (平成 24 年 12 月 14 日)	東日本大震災の発生や福島第一原子力発電所の事故を受け、災害対策の重要性が一層高まっていることから、市民の生命・財産を守り、本市への災害を未然に防ぐよう災害規模を減じ、また災害を受けた場合の速やかな復興を図るため、本市の災害対策について必要な対策等を取りまとめ、市長に対し提言を行いました。

項 目	内 容
大分市議会災害時行動マニュアルの策定	災害発生時における大分市議会の安否確認や連絡体制の方法を予め決めておくもので、被害状況の報告やその対応の協議、また議員の参集など、災害発生時において議員一人ひとりのとるべき行動を時間の流れに沿って策定しました。
議会BCP（業務継続計画）の策定	南海トラフ巨大地震などの大規模災害に備え、災害発生時における本会議の招集、議案の審議、採択に関する手順を予め決めておくもので、予算などの重要議案の審議が遅れて市政運営に支障が出ないようにすることを目的としています。定例会の招集前から最終日までを6つの期間に分け、災害が発生する時期に応じて議案審議の流れや手続きをまとめました。
大分市民のこころといのちを守る条例の制定 （平成27年 9月10日制定） （平成28年 4月 1日施行）	自殺対策を総合的に推進し、市民一人ひとりのこころといのちを守り、ともに支え、ともに生きる社会の実現を図るため制定しました。
大分市高校生議会の開催	18歳選挙権を記念し、大分市の将来を担う高校生による模擬市議会を開催することにより、高校生の政治参加意識を高めることを目的として、平成28年8月20日に大分市高校生議会を開催しました。 各学校から選出された高校生議員が議場で一般質問を行い、その後、市議会議員と高校生議員が意見交換を行いました。
大分市健康づくり推進条例の制定 （平成30年 12月14日制定） （平成31年 4月 1日施行）	行政機関をはじめとして関係機関・団体等が一体となって、市民の健康づくりを総合的かつ効果的に推進することにより、誰もが健康で安心して暮らせるまちの実現を目指すため制定しました。

項 目	内 容
投票率の向上に向けた議会の取組 (令和2年9月15日)	投票率の向上に向けた議会の取組について、議会への関心を高める取組や、議員を身近に感じてもらうための取組等について、取りまとめました。
投票率の向上対策に関する提言 (令和2年9月25日)	選挙の投票率が年々低下している背景を踏まえ、その現状を改善するため、投票に行きやすい環境づくりなど、投票率の向上のために有効と考えられる取組について取りまとめ、市長に対し提言を行いました。

<議会改革の取り組みに対する評価等（参考）>

※令和3年10月1日現在

○日経グローバル 全国市区議会改革度調査（2年に1度調査）

平成24年：第50位（804市区議会中）

平成26年：第36位（813市区議会中）

平成28年：調査なし

平成30年：第13位（813市区議会中）※平成30年より議会活力度調査

令和2年：調査なし

○早稲田大学マニフェスト研究所全国地方議会改革度調査

平成23年：第13位（1,356地方議会中）

平成24年：第15位（1,371地方議会中）

平成25年：第26位（1,444地方議会中）

平成26年：第47位（1,503地方議会中）

平成27年：第49位（1,460地方議会中）

平成28年：第60位（1,347地方議会中）

平成29年：第46位（1,318地方議会中）

平成30年：第45位（1,447地方議会中）

令和元年：第108位（1,433地方議会中）

令和2年：第155位（1,404地方議会中）

○中核市議会議長会 議会報コンクール

平成21年 第4回：優秀賞

平成22年 第5回 ※開催地が大分市であったため、参考出品とした。

平成23年 第6回：最優秀賞

平成24年 第7回：優秀賞

平成25年 第8回：最優秀賞

平成27年 第10回：最優秀賞

平成28年 第11回：優秀賞

令和2年 第15回：特別賞

○他市区議会からの議会改革に関する視察を全て議員が対応

平成21年4月から令和3年3月末：延べ259市区議会（2,361名）

若年層に特化した 市議会モニターの目的

- ① 若い世代の皆さんに、モニター活動を通じて市議会の活動に関心を持って欲しい
- ② 若い世代の皆さんの意見を、議会活動や市政に反映させて議会機能を強化・充実させたい

令和4年度 若年層に特化した議会モニター制度概要

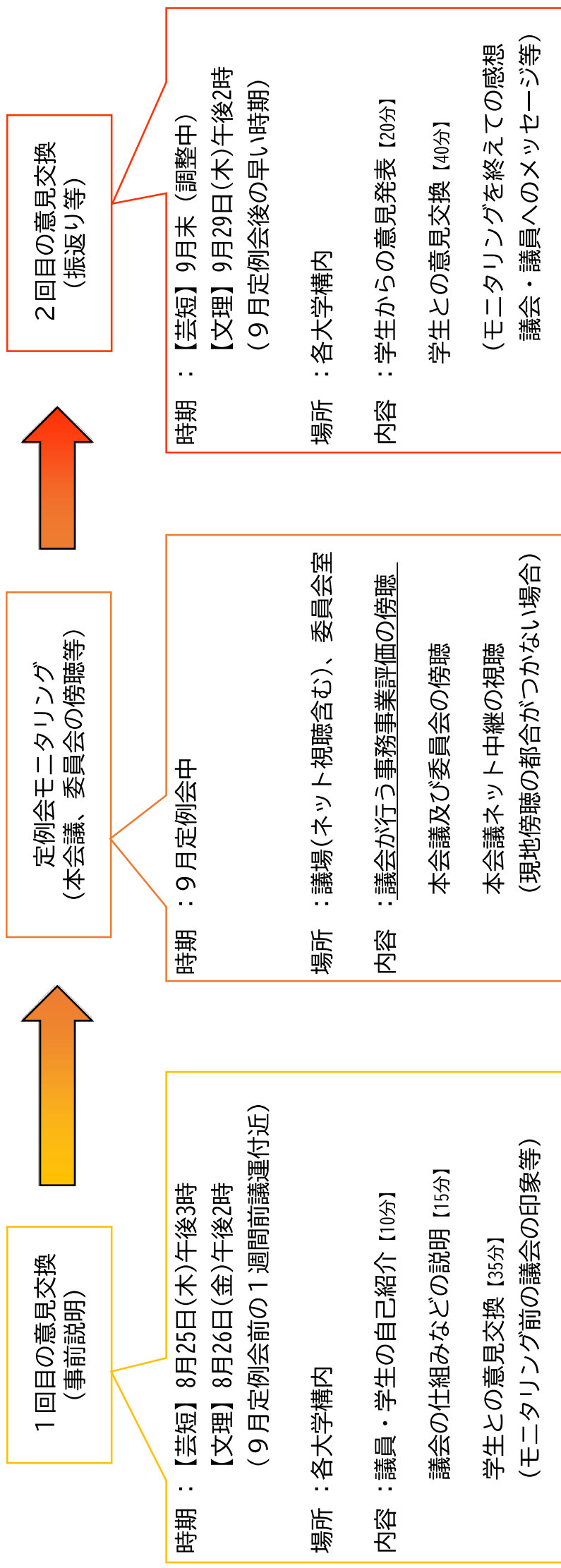
1. 目的

若年層の政治参加意識を喚起し、市議会に対する関心を高めるとともに、意見等を広く聴取し、議会活動等に反映させることにより、議会機能の充実及び強化を図ること

2. 参加者

応募のあった学生 （※芸術文化短期大学・日本文理大学ともに4、5名程度を予定）

3. 実施概要



4. 意見交換出席議員

【芸術文化短期大学】議会活性化推進会議委員 4、5名

【日本文理大学】議会活性化推進会議委員 4、5名

中核市議会議長会 議会報コンクール受賞歴

(※令和5年4月1日現在 62市中)

平成21年 第4回：優秀賞

平成22年 第5回：※参考出品

※コンクール開催地が大分市であったため。

平成23年 第6回：最優秀賞

平成24年 第7回：優秀賞

平成25年 第8回：最優秀賞

平成27年 第10回：最優秀賞

平成28年 第11回：優秀賞

令和2年 第15回：特別賞

「議会報等発行の概要」（大分市議会）

項 目	内 容
① 名 称	大分市議会だより
② 創 刊	昭和49年5月15日
③ 発 行 形 態	議会報単独発行
④ 発 行 回 数	年4回
⑤ 発 行 部 数	約220,000部(1号あたり)
⑥ ホームページ掲載	PDF及びテキスト形式で掲載 ※オオイトイブックス(別サイト)で電子書籍版を掲載
⑦ 規 格	(1)版型 A4判冊子型 (2)ページ 12ページ(年1回16ページ) (3)活字の大きさ 新聞活字14ポイント (4)組型 縦書4段組(1段:17字×32行) (5)色 全面カラー刷り (6)紙質 OKマットコートグリーン44.5 (7)印刷方法 写植、オフセット印刷
⑧ 配 布 方 法	印刷業者が、自治区別に梱包し、配送業者を通じて各自治委員に届け、自治委員から組、班等の当番に渡し、全戸配布している。 その他、主要官公庁や銀行、郵便局は、郵送にて配布している。
⑨ 年 間 予 算	令和5年度予算 27,382,120円 (内訳) 印刷費・・・25,000,000円(ページ単価:1.83円で予算計上、2.09円で契約) 配布委託料・・・2,326,500円(自治委員宛) 配送料・・・・・・55,620円(金融機関宛)
⑩ 編 集 過 程 で の 議 員 の 関 与	各会派から1名(1人会派を除く)ずつ選出された委員をもって広報委員会を構成。 広報委員会は毎号2回開催し、1回目は事務局が用意したレイアウト案をもとに紙面割付や掲載内容、表紙写真の選定、見出しタイトル等について協議を行う。2回目は、1回目の協議内容によって刷り上がった初校をもとに写真や文言の修正、レイアウトの見直し等について協議を行う。 代表質問、一般質問、編集後記等の記事は、議員自身が執筆する。
⑪ 一 般 質 問 記 事 の 質 問 者 名 掲 載	会派名、議員名ともに掲載している。
⑫ 議 会 広 報 の 特 色 と 課 題	1. 親しみやすく、読みやすくするため、平成21年度に紙面構成を見直した。 ・表紙写真は、議会活動に関連するものを選定。 ・議会の思いを伝える「クローズアップ議会 議会の目」を新設。 ・写真や表を多く掲載し、見て楽しめるように工夫した。 2. 市民からの意見を取り入れ、賛成・反対の双方あった議案について、議員個人の賛否を掲載するようにした。(第150号より) 3. 市議会公式ツイッターを開設し、平成30年3月より情報発信を始めた。 4. 平成30年11月1日発行の市議会だよりから、オオイトイブックスにおいて電子書籍版の掲載を開始した。(専用アプリを使うことで、スマートフォンやタブレット端末においても電子書籍版を読むことができるようになった。) 5. 令和4年11月1日発行の議会だよりから、市議会ホームページにおいてテキスト版議会だよりの掲載を開始した。(パソコン等の電子機器に搭載されている音声読み上げソフトを使用することによって、音声で議会だよりを聞くことができるようになった。)



おおいた市議会だより見直しの経緯

平成 20 年 7 月に開催した市民意見交換会において、市議会だよりの記載方法等について要望が出され、議会運営委員会にはかり、市議会だより編集委員会でその内容について検討していくこととした。

【 市民意見交換会で出された要望事項 】

1. 内容を分かりやすくするなどの購読率を上げるための工夫を。
2. 誰が何を質問したのか分からない。編集方針を検討してもらいたい。
3. 議決に至った議論の経過なども載せてほしい。
4. 議会の活性化や議員の資質向上のためどのようなことを行っているのか、任期中にどのようなことに取り組んできたのか分かるように。
5. 議会ではどのようなことが問題となっているのか分かるように。

平成 21 年 3 月から、外部の専門家 2 名を交えて、見直しに着手（見直し会議 4 回開催）

瀬川 紘一氏(日本文理大学副学長 経営経済学部長)長く(株)電通に勤務

川野 譲氏(ポスター等のデザインを手がける)七夕まつりのポスターなどを作成

【 検討事項 】

1. 現在の紙面構成を見直し、議会からのメッセージ、議会の仕組みや編集後記なども掲載するようにする。
2. 1 ページ目を変える。
3. 議会としてのメッセージを伝える紙面を

4. 議会活動を分かりやすくするための工夫を
5. 編集方法の見直しを
6. 市民に親しみやすいものにするための工夫を
7. その他

【 改正点 】

1. 表紙 写真のスペースを従来の2倍にし、議会に関連のある写真にする。
 2. 議会からのメッセージを伝える「クローズアップ議会 ここに注目 “ 議会の目”」をトップページである2ページに新設
 3. グラフや表、写真を使って、分かりやすい表現とする。
 4. 質問・答弁（要旨）の原稿を、質問議員が作成
 5. 質問した議員の氏名と会派を掲載
 6. 議会の仕組みが理解できるように、議会用語の解説コーナーとして「ステップアップ市議会だより」を連載。
 7. 議会の会派や委員会が分かりにくいという声に応え、「顔が見える」をキーワードに、会派や委員会を紹介する「こんにちは議会」を最終ページに新設。記事原稿は、会派や委員会の議員が作成する。
 8. 編集後記として「編集よもやま話」を新設
 9. 親しみやすく、手に取りやすいように写真やイラストを増やした。
- （常任委員会行政視察報告など）
10. 読みやすくするため、段の間に罫線を引いた。

専門家との意見交換の概要等について

平成20年度に市議会だよりの見直しを行ってから10年が経過することから、平成30年11月に専門家をお招きし、「市民に親しまれる市議会だよりを目指して」をテーマに、より多くの市民の方に読んでいただくための紙面づくりについてご講話いただき、広報委員との意見交換を行った。

専門家 根之木 英二氏（別府大学特任教授、大分県立芸術文化短期大学名誉教授）

1. 市議会だよりの現状

- (1) 市民の声が反映されて、自分たちに関係していることが掲載されている。
- (2) 市民意見交換会や若年層との意見交換を行っている。
- (3) クローズアップ議会「議会の目」や編集後記など、掲載内容は充実している。

2. 課題

- (1) 読んでもらうための工夫が必要である。
- (2) 全体として議会からの「報告」という感じがする。

3. 見直しの方向性（考え方）について

- ・市民と議会を「つなぐ」「結ぶ」市議会だよりの
→ 市民と議会の「つながり」を意識した紙面づくり

4. 考えられる見直し内容

- (1) 表紙写真について
市民を前面に出し、市民と議会とのつながりがわかる写真を掲載してはどうか。
- (2) 「おおいた市議会だよりの」のタイトルについて
市議会だよりを通じて市民と議会とのつながりがわかるものにしてはどうか。
(例：「あなたと市議会」)
- (3) 掲載記事について
見出しを付けるなど読み進めてもらう工夫をしてはどうか。
(2ページ・3ページ)
- (4) その他
その他のページについても、3の考え方に沿って、優先順位を付け、市民の関心が高いと思われる記事をピックアップしてはどうか。

「おおいた市議会だより」一般質問の
原稿作成について
(令和5年5月1日発行 第197号分)

1. 原稿の行数 議員1人あたり **23行** (17字×**23行**)
- ※ 原稿様式は、会派パソコンのデスクトップに貼り付けている「一般質問原稿(〇〇議員)197号」をご利用ください。
- ※ タイトル、会派・氏名を含まない、**本文の行数**です。
- ※ 質問部分と答弁部分の割合は自由ですが、レイアウトの都合上、**どちらも3行以上**となるようにお願いします。
- ※ タイトル(案)もご記入ください(22字以内)。
2. 原稿提出期限 **3月17日(金) 17時** (常任委員会最終日)
- ※ USBメモリまたはメールなどで、政策調査室あて提出してください。
3. その他 掲載記事に関連する写真がありましたらご提供ください。
使用させていただくことがあります。
なお、特定の個人が写っている場合等には、本人の承諾をお願いいたします。

【問合せ・提出先】

議会事務局 議事課 政策調査室

担当 金丸

TEL 097 - 537 - 5645

E-Mail:seisakuchosa@city.oita.oita.jp

議会だより 一般質問 原稿作成要領

1. 原稿作成

- (1) 質問、答弁部分ともに、質問議員が作成します。

2. 原稿様式

- (1) 質問者数が確定した後、1人当たりの割当ての原稿行数を決定しています。
※市議会だよりは、1行17字です。
- (2) 原稿様式は、各会派パソコンのデスクトップに貼り付けます。
- (3) 原稿は、質問・答弁を合わせた行数です。

3. 作成方法

- (1) 質問と答弁の割合は、自由です。
- (2) 原稿作成については、質問方式（一括質問、分割質問、一問一答）にかかわらず、質問は質問原稿を、答弁は執行部の答弁書をもとに作成するのを原則とします。

※なお、2回目以降の質問・答弁の部分を使用する場合は、いずれの質問方式においても、答弁部分の文章を担当課で確認し、作成原稿の1枚目の「原稿作成方法」欄の「部局」と「課名」をご記入ください。

2回目以降の質問に対する答弁については執行部の資料が入手できないため原稿内容の確認ができませんので、2回目以降の質問・答弁部分は質問議員が責任をもって校正してください。

※執行部の1回目の答弁書は、質問日の翌日にお渡しします。

- (3) 掲載項目のタイトル（案）についても、ご記入ください（**22字以内**）。
- (4) 掲載項目の写真につきましては、広報委員会において決定いたしますが、
掲載項目に使用できる写真がありましたらご提供ください。使用させていただくことがあります。

なお、特定の個人が写っている場合等には、本人の承諾をお願いいたします。

4. 原稿〆切

- (1) 令和5年3月17日（金） 常任委員会最終日

5. 提出方法

- (1) USBメモリ又はメールなどで、政策調査室あて原稿を提出してください。

6. その他

(1) 用字用例、数字の表記については、全体として統一するため、市議会だよりの用字用例により修正させていただくことがあります。

(例) である調の統一、数字、単位の書き方など

(2) 答弁部分について、事務局において執行部の答弁原稿と照らし合わせ、表現の変更をする場合には、事前に確認のご連絡をいたします。

(3) 掲載項目のタイトル（案）は、事務局で修正させていただくことがあります。

(4) 掲載する記事は、原則として関連する項目をまとめて掲載します。

(5) 紙面の割付、掲載写真などは、広報委員会で決定いたします。

(6) ご不明な点は、広報委員又は議事課政策調査室にお問合せください。

4月19日（水）

特 定 調 査 事 項

宮崎県都城市議会

1 議会における広報広聴機能の充実について

（1）議会報告会・意見交換会について

ア 開催状況について

イ 開催方法について

ウ 市民等から寄せられた意見の取り扱いについて

エ 成果と今後の課題について

（2）市議会だよりの編集・発行について

ア 市議会だよりの概要について

（発行回数、部数、規格、ページ数等）

イ 編集方針について

ウ 特色ある紙面づくりについて

エ 今後の課題について

2 議会基本条例の評価・検証について

（1）これまでの評価・検証状況について

（2）具体的な評価・検証方法について

（3）成果と今後の見直しについて

宮崎県都城市議会

R5. 4. 19 (水)



西条市議会 議会運営委員会 様 視察説明資料①（広報広聴委員会分）

特定調査事項について

1 議会における広報広聴機能の充実について

（1）議会報告会・意見交換会について

【議会報告会】

ア 開催状況について

H30年度 4回（H26～H29も毎年4地区で開催）

H30.8.20 祝吉地区公民館 参加人数：議員8名、市民等18名

H30.11.16 五十市地区公民館 参加人数：議員8名、市民等13名

H30.11.19 西岳地区公民館 参加人数：議員8名、市民等20名

H30.11.20 高崎地区公民館 参加人数：議員8名、市民等21名

R元年度 4回（議員を4班に分けて開催）

R1.8.17 高城生涯学習センター 参加人数：議員8名、市民等10名

R1.8.17 山田総合支所 参加人数：議員8名、市民等8名

R1.8.18 ウエルネス交流プラザ 参加人数：議員7名、市民等14名

R1.8.18 山之口シルバーヤングふれあいの里 参加人数：議員8名、市民等3名

R2年度 中止

R3年度 中止

R4年度 1回（R5.2.13 参加人数：議員25名、アンケート回答10名）

イ 開催方法について

H30年度まで 対面

R元年度 対面。会場ごとにテーマを設定し、意見交換会を小グループで実施。
自治公民館への動員依頼なし。→参加者の満足度が高かった。

R4年度 オンライン

ウ 市民等から寄せられた意見の取扱いについて

原則公開している。R4年度については、YouTubeのコメント欄のものと、アンケート（非公開）とあるが、両方をまとめ、回答を付したものを、HPに掲載している。

また、一部は議会だよりにも掲載している。

エ 成果と今後の課題について

議会報告会については、令和元年度から開催方法を変更し、小グループでの意見交換などを実施したことで、議会報告会における意見交換会が議員と市民と一緒に都城市について考える場となった。

R4年度はオンラインでの開催のみであったが、今後は開催方法や開催時間、周知方法などの検討が必要である。参加者の反応はおおむね好評であったので、今年度も開催予定である。
(スケジュール、機材、人員などの関係で、年度内1度のみの開催予定)

今後は、定例会ごとの開催を目指すのか否か、年4回開催となった場合、誰が資料を作成するのか等がまず議論されることとなる。

そのほか、アンケートの回収方法や開催時間についても今後検討が必要である。

【意見交換会】

ア 開催状況について

H30年度 1回

H30.11.16 団体名「都城市高齢者クラブ連合会」参加人数：議員 16名

R元年度 2回

R元.11.20 団体名「都城市高齢者クラブ連合会」参加人数：議員 20名

R元.11.28 団体名「都城市自治公民館連絡協議会」参加人数：議員 16名

R2年度 なし

R3年度 なし

R4年度 2回

R4.5.16 団体名「ビーコンエコプロジェクト」参加人数：議員 10名、市民等 14名

R5.1.25 団体名「県立都城西高校」参加人数：議員 24名、市民等 24名

イ 開催方法について

対面のみ。R4年度の高校生との意見交換会については、テーマごとに小グループに分かれて開催した。

ウ 市民等から寄せられた意見の取扱いについて

議会報告会と同じ取扱い

エ. 成果と今後の課題について

意見交換会については、広く市民の意見等を聴くための場であるので、議会報告会の開催方法や議会だよりの発行の仕方とともに、今後開催方法等の検討が必要である。

(2) 市議会だよりの編集・発行について

ア 市議会だよりの概要について（発行回数、部数、規格、ページ数等）

発行回数：年４回（２月、５月、８月、１１月）

部数 各回 47,300 部

規格 A４判

ページ数 14 ページ（A３中綴じの針金がない製本とし、A４ 1枚を差し込む）

印刷 表紙・裏表紙２ページはカラー刷り、その他は基本２色刷りとする

イ 編集方針について

- ・広報広聴委員会が中心となって編集している。
- ・事実に基づき正しい記述をすることを心がけている。
- ・なるべくわかりやすく、専門用語は言い換えを行うようにしている。
- ・読みやすいレイアウトを心がけている。
- ・写真と文字のバランスを考慮している。
- ・市民との相互交流を心がけている（→表紙写真の公募、傍聴に来た学生の紹介）。

ウ 特色ある紙面づくりについて

表紙写真を市民から募集し、市会だよりに親しみが持てるようにしている。

表紙のパターンをある程度固定して作成し、表紙を見て「都城市議会だよりの」とわかるように意識している。

エ 今後の課題について

- ・一般質問に立つ議員が多いためページ数を拡大したが、前号から一般質問の掲載内容を質問概要のみとし、詳細は動画を見ていただくようにした（動画 QR コードのみ掲載）。そのためページが余るようになった。
- ・前回の市議会だよりの意見として、質問概要だけだとわからないので、これまでどおり要点を記載してほしいとの声があった。
- ・余ったページを埋めるための特集記事が増大し、委員の編集負荷が拡大した。

- ・議員個人の責任において編集させると、偏った意見や、誤解を招く表現、間違った表現がそのまま掲載される可能性があるが、委員の校正には限界があり、また今以上に負担を大きくすることはできない。
- ・広報広聴委員会の活動として、現在は市議会だよりの編集作業が大きなウェイトを占めている。

以上のことから、今後…

- ・カラーページを増加させ、全体のページ数を減らすことを検討する。
- ・編集作業をもっとスリム化し、広聴機能（議会報告会や意見交換会）にもっと注力すべきではないかと思われる。
- ・紙での発行を継続するかどうかの議論が必要である
- ・広報活動として、SNS や動画配信など、紙媒体以外の利用拡大を研究していく必要がある。

都城市議会「議会報告会」開催要項

令和2年12月18日
広報広聴委員会決定

この要項は、都城市議会基本条例（平成25年条例第2号）第9条に規定する議会報告会（以下「報告会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

1 基本方針

報告会を開催するにあたっては、市民への報告の場（議会報告）を広報活動と位置づけ、議会活動の分かりやすい報告に努めるとともに、市民との意見交換の場（意見交換会）を広聴活動と位置づけ、広く市民の意見を聴取するよう努めるものとする。

2 開催時期等

- （1）報告会は原則年4回開催する。また、別途開催できるものとし、開催の可否については広報広聴委員会で協議した上で、議長が決定する。
- （2）報告会の日程及び会場については広報広聴委員会において決定する。

3 報告内容

報告内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- （1）議会の活動状況
- （2）議案の審議状況
- （3）その他必要と思われる事項

4 役割分担

報告会には次の役割を置くものとする。

なお、質疑応答は全員で行うものとする。

- （1）班長
報告会全般の統括、開催までの打合せ、開催地区自公連会長等との調整、報告書の作成等
- （2）司会進行
報告会の司会進行等
- （3）報告者
「3 報告内容」に掲げる事項の報告等
- （4）記録者
報告会で出された意見の要点記録、写真撮影、参加者アンケートのまとめ等

5 班編成及び構成

- （1）班は、議長、副議長を除く議員で構成し、原則として8人の班を4班編成し、年4回の報告会に振り分ける。ただし、別途開催する報告会の班編成については、別途編成する。

- (2) 班の構成は、常任委員会、会派等を勘案し、広報広聴委員会で協議し決定する。
- (3) 各班それぞれ班長、司会進行、報告者、記録者を互選によって決定する。

6 報告会の内容

- (1) 報告会は1時間30分程度とし、次第及びその担当は概ね次のとおりとする。
 - ア 開会あいさつ（議長または副議長）
 - イ 議会報告（報告者）
 - ウ 質疑応答（出席議員）
 - エ 意見交換会
 - オ 閉会あいさつ（班長）
- (2) 報告会内で行う意見交換会の開催形式については、都城市議会「意見交換の場」に関する要項3（6）の規定を準用する。

7 資料

報告会での配布資料は時期を同じくして開催する際は共通資料とし、広報広聴委員会が作成する。その他、必要がある場合には各班において適宜準備する。

8 準備品

報告会で使用する準備品については次のとおりとする。

- (1) 「議会報告会」横断幕
- (2) 各種掲示物（会場案内、出席者表示、名札等）
- (3) 会次第・レジュメ
- (4) 配布資料（市議会だより等）
- (5) アンケート用紙
- (6) 筆記用具
- (7) 記録用カメラ
- (8) ボイスレコーダー
- (9) 報告原稿
- (10) 記録用紙
- (11) その他広報広聴委員会又は各班で必要と認めたもの

9 開催の周知

報告会の開催に関する市民への周知は、必要に応じて次に掲げる方法によって行う。

- (1) 市議会だよりへの掲載
- (2) 市議会ホームページへの掲載
- (3) 市議会フェイスブックへの掲載
- (4) 市民への文書回覧
- (5) 当局が発行する媒体（広報都城、暮らしの情報等）への掲載
- (6) 公共施設や民間施設でのチラシの配布（設置、手配り等）
- (7) 教育機関への案内文書、ポスターの送達

(8) マスメディアの活用

(9) その他広報広聴委員会又は各班において必要と認めた方法

10 報告会終了後の処置

(1) 各班は、報告会終了後1週間以内に、議会報告会実施報告書(様式第1号。以下「報告書」という。)を作成し、広報広聴委員長に提出するものとし、広報広聴委員長は、各班から提出された報告書を取りまとめて、受領後1ヵ月以内に議長に提出するものとする。

(2) 広報広聴委員長は毎年、全ての報告会終了後に、各班から提出された報告書に記載された意見・提言等を整理し、議長に報告する。

(3) 広報広聴委員長は2年に1度、任期終了前に、報告会の反省点、改善点について取りまとめ、議長に報告する。

(4) 議長に報告した報告書等は、全議員に配布するとともに、市議会ホームページに掲載するものとする。

(5) 整理された意見・提言等のうち、各常任委員会が重要と認めることについては、所管事務調査において調査・研究を行い、政策提言につなげることができる。

11 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は、広報広聴委員会において協議するものとする。

12 要項の見直し

この要項は、広報広聴委員会において、適宜見直すものとする。

(様式第1号)

議会報告会実施報告書

都城市議会議長 あて

令和 年 月 日

都城市議会「議会報告会」開催要項10(1)の規定により報告します。

開催日時	令和 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分			
開催場所				
出席議員				
役割分担	班 長		報告者	
	司会進行		記録者	
参加人数	名			
経過記録	開 会 (時 分) 議会報告 (時 分 ~ 時 分) 質 疑 (時 分 ~ 時 分) 意見交換 (時 分 ~ 時 分) 閉 会 (時 分)			
議会報告の概要 (主な質問・意見・要望等 及び答弁)				
意見交換の概要 (主な質問・意見・要望等 及び答弁)				
その他 (今後の課題・感想等)				

都城市議会「意見交換の場」に関する要項

令和2年12月18日

広報広聴委員会決定

この要項は、都城市議会基本条例（平成25年条例第2号。以下「条例」という。）第8条第5項に規定する市民との意見交換の場（以下「意見交換の場」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

1 基本方針

意見交換の場を、広く市民の意見等を聴取するための広聴活動と位置づけ、市民の意向を把握し、議会及び議員の政策立案能力の強化と政策提案の拡大を図り、議会活動に反映させるため、多様かつ積極的に設けるものとする。

2 意見交換の場の種類

（1）意見交換会

意見交換の場として、意見交換会を行うことができる。

（2）その他の意見交換の場

その他の意見交換の場を設ける場合は、広報広聴委員会で協議し、議長が決定する。

3 意見交換会の開催

（1）市民からの開催の申込等

ア 意見交換会の開催を申し込むことができるのは、次に掲げるものとする。

（ア）市内に所在する5名以上の市民等（市内に居住し、若しくは滞在し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。）により構成される団体で、意見交換会に5名以上で参加できるもの。ただし、次に掲げる団体を除く。

- a 暴力団及び暴力団員が役員となっている団体
- b 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体
- c 宗教団体
- d その他議長が適当でないと認める団体

（イ）都城市議会議員のうち、（ア）に掲げる団体との意見交換を望むもの。

イ 開催を申し込もうとする団体または議員（以下「申込団体等」という）は、意見交換会開催申込書（様式第1号）に必要事項を記入し、参加予定者名簿を添付した上で、議長に提出しなければならない。

（2）開催日時及び場所

意見交換会の開催日時及び場所は、広報広聴委員会において申込団体等と協議し、議長が決定する。

（3）開催時間

1回あたりの開催時間は1時間30分以内とする。

(4) 出席議員

意見交換会に出席する議員（以下「出席議員」という。）は、意見交換会の規模、内容等を考慮し、次に掲げる議員の中から、広報広聴委員会に諮って議長が決定する。

- ア 意見交換会開催申込書に記載されたテーマに関係する常任委員会、特別委員会、議会運営委員会に所属する議員
- イ 広報広聴委員会に所属する議員
- ウ 議長が必要と認める議員

(5) 役割分担

意見交換会を開催するに当たっては、次の役割を置くものとし、役割分担は、出席議員の中から広報広聴委員会が決定する。

- ア 全体統括者
- イ 全体司会者
- ウ 全体記録者

(6) 開催形式

意見交換会の開催形式については、次の形式例のいずれかを用いるものとする。ただし、その他効果的な形式がある場合は、その形式を採用することを妨げない。

なお、質疑については各議員の責任において答弁するものとする。

ア 全体会形式

- (ア) 司会者は、全ての参加者が意見を述べられるよう配慮する。
- (イ) 記録者は、全体会で出された意見を要点記録する。

イ グループ形式

- (ア) 参加者を複数のグループに分ける。
- (イ) 設定したテーマに沿って、グループ内で意見を出し合う。
- (ウ) 各グループに進行役（ファシリテーター）、記録者及び発表者を置く。
- (エ) グループ内で意見を出し合う際は、次のことに留意する。
 - a 進行役は、参加者からテーマに沿った意見が出るよう配慮しながら進行する。
 - b 記録者は、グループで出された意見を要点記録し、全体記録者に提出する。
 - c 発表者は、グループで出された意見をまとめ発表する。

(7) 資料

意見交換会で配布する資料は、広報広聴委員会又は申込団体等が準備し、事前に議長へ届け出るものとする。

(8) 意見交換会終了後の処置

- ア 全体記録者は、意見交換会終了後 1 週間以内に、意見交換会実施報告書（様式第 2 号、以下「報告書」という。）を作成し、広報広聴委員長に提出するものとし、広報広聴委員長は、提出された報告書の内容を確認の上、受領後 1 週間以内に議長に提出するものとする。
- イ 広報広聴委員長は毎年、全ての意見交換会終了後に、提出された報告書に記載された意見・提言等を整理し、議長に報告する。
- ウ 広報広聴委員長は 2 年に 1 度、任期終了前に、意見交換会の反省点、改善点について取りまとめ、議長に報告する。

エ 議長に報告した報告書等は、全議員に配布するとともに、市議会ホームページに掲載するものとする。

オ 整理された意見・提言等のうち、各常任委員会が重要と認めることについては、所管事務調査において調査・研究を行い、政策提言につなげることができる。

(9) 広報広聴委員会の役割

意見交換会を開催するにあたっての広報広聴委員会の役割は次のとおりとする。

ア 申込団体等との当日の運営等に関する打ち合わせ

イ 出席議員の決定に係る協議

ウ 意見交換会を運営するにあたっての役割分担の決定

エ 必要に応じた参加者のグループ編成

オ 意見交換会終了後の処置

カ その他意見交換会の運営に必要な事項の協議

(10) 公平性の確保

同一の団体との意見交換会は、公平性の確保のため、前回の開催から原則として1年以内は開催しないこととする。

4 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は、広報広聴委員会において協議するものとする。

5 要項の見直し

この要項は、広報広聴委員会において、適宜見直すものとする。

(様式第1号)

意見交換会開催申込書

都城市議会議長 あて

申込者 団体等の名称 _____

所 在 地 _____

代表者名 _____

連絡先電話番号 _____

下記のとおり意見交換会の開催を申し込みます。

記

意見交換会の テーマ及び 具体的な内容	テーマ：					
	(具体的な内容を書いてください)					
希望日時	第1希望	令和 年 月 日 () 時 分～ 時 分				
	第2希望	令和 年 月 日 () 時 分～ 時 分				
	第3希望	令和 年 月 日 () 時 分～ 時 分				
参加予定 人 数	人					
会 場 (希望の場所)	(意見交換会を開催する希望の場所を記入してください)					
備 考						

(様式第2号)

意見交換会実施報告書

都城市議会議長 あて

令和 年 月 日

都城市議会「意見交換の場」に関する要項3(8)①の規定により、次のとおり報告します。

開催日時	令和 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分					
開催場所						
出席議員						
役割分担	全体 統括者		全体 司会者		全体 記録者	
参加人数	名					
団体名						
テーマ						
意見交換の概要 (主な意見・質問・要望等 及び答弁)						
その他 (今後の課題・感想等)						

都城市議会「市議会だより」作成要項

令和2年12月18日
広報広聴委員会作成

この要項は、都城市議会基本条例（平成25年条例第2号）第22条に規定する「広報広聴機能の充実」を図るために発行する広報誌（以下「市議会だより」という。）の編集に関し、必要な事項を定めるものとする。

1 基本方針

市議会だよりを編集するにあたっては、前例にとらわれず、市民に分かりやすく、より見やすく、より平易な言葉で、より早く情報を提供できるような誌面作成を行うものとする。

2 発行

発行は年度内に4回とし、原則、各定例会終了後の5月15日、8月15日、11月15日、2月15日に発行するものとする。

3 編集作業

（1）ページの割り振り及び役割分担

原則として、定例会開催の1週間前までにページの割り振り及び編集の役割分担を決定するものとする。

（2）原稿の提出期限

- ア 各議員の一般質問に関する原稿は、定例会最終日までに事務局に提出するものとする。
- イ 表紙、裏表紙、市議会へのご意見、特集などの記事の担当となった広報広聴委員は、各常任委員会開催日までに、事務局に原稿を提出するものとする。
- ウ 常任委員会の内容や表決結果、特色ある議案等の記事の担当となった広報広聴委員は、本会議終了後2日以内に、事務局に原稿を提出するものとする。

（3）原稿の提出方法

原稿の提出は別紙の原稿用紙又はデータで提出するものとする。

4 校正作業

（1）校正の時期

- ア 1回目の校正を議会終了後概ね1週間で行うものとする。
- イ 2回目の校正を議会終了後概ね2週間で行うものとする。
- ウ 3回目の校正を概ね発行2週間前に行うものとする。

（2）校正の方法

ア 一般質問の記事の校正については、各議員が責任をもって行う。ただし、簡易な訂正については、広報広聴委員会で行うものとする。

イ その他の記事については、広報広聴委員会で行い、1回目及び2回目の校正では、必要に応じ2つのグループに分かれ、担当を分担して校正し、持ち寄って全体で検討する。また、事前に原稿をメールで受け取り内容を確認しておくものとする。

ウ 原則として、3回目の校正は正副委員長で行うものとする。

(3) 校正グループの班構成

2つのグループに分かれて校正作業を行う場合の班構成は、次のとおりとする。

ア 正副委員長はそれぞれの班に分かれる。

イ 各委員会1名ずつそれぞれの班に所属する。

5 記事内容

(1) 必須掲載事項

次の事項については、必ず掲載するものとする。

ア 主な議案の議決結果

イ 各議員の賛否状況（賛否が分かれたもの）

ウ 委員会の審査・活動報告

エ 一般質問の内容

(2) 表紙

ア 写真

(例) 議会状況や傍聴者の状況の写真、本市をPRする行事の写真、新たな公共施設の完成写真、フォトコンテストの写真等（著作権等については十分留意すること）

イ 主な記事内容の目次

(ア) 特集記事

(イ) 一般質問

(ウ) 常任委員会報告

(エ) 各定例会の審議内容

(オ) その他広報広聴委員会において必要と認めた事項

ウ 発行時期に応じた「ぼんちくん」のイラスト

(3) 特集記事の例

ア 議会構成（議長、副議長、監査委員、各委員会構成（変更があった場合）等）

イ 前年度決算（9月定例会）

ウ 新年度予算（3月定例会）

エ 議会報告会

オ 委員会視察

カ 臨時会が開催された際は、直近の号に掲載する。

キ その他広報広聴委員会において必要と認めた事項

(例) 議会の役割、議会の活動内容の紹介、特色ある議案、政策提言、特別委員会の活動、研修や意見交換の場など議会活動等に関すること。

(4) 一般質問

原稿作成時の留意事項は次のとおりとする。

ア タイトルは20文字以内とする。

イ 掲載する質問は、原則として1つの大項目の内容とする。

ウ 質問原稿の文字数については13文字×28行以内とする。

エ 文章の末尾表現は基本的に常体（～だ。～である。）を使用する。

オ 数字及び記号の表記については別表1のとおりとする。

(5) 常任委員会の審査状況

原稿作成時の留意事項は、次のとおりとする。

ア 掲載する審査項目は、本会議での委員長報告をもとに2項目を目安とし、優先度を次の順番とする。

(ア) 質疑、自由討議及び討論がなされた項目

(イ) 予算に関する項目

(ウ) 条例又は単行議案に関する項目

(エ) 市民にとってより身近な項目

イ 掲載する審査項目の見出しについて

(ア) 記事の内容が分かりやすい見出しをつける。

(イ) 文の終わりは体言止めとする。

(6) 各定例会の審議内容

原稿作成時の留意事項は、次のとおりとする。

ア 議員提出議案及び委員会提出議案があった場合は議案の内容を掲載する。

イ 必要に応じて、討論内容や質疑内容を掲載する。

(7) 市民から寄せられた意見

市民から寄せられた意見の内容及び掲載の基準については次のとおりとする。

ア 掲載するもの

(ア) 議会に対する意見

(イ) 市議会だよりに対する意見

イ 掲載しないもの

(ア) 行政に対する意見

(イ) 議員個人への意見・要望等

(ウ) 議会に関することでも事実関係が不透明なものと議長が判断したもの

(8) 裏表紙

裏表紙の掲載項目については、原則として次のとおりとする。

ア 編集後記

イ 議会傍聴のご案内

ウ はがき宛名

エ トピック・インフォメーション

(例) 永年勤続表彰者の紹介、訃報、選挙関連、議会報告会の案内等

オ 発行年月日

カ センターマーク (▼)

6 市民から寄せられた意見の処置

(1) 市民の意見が掲載されたはがきの保管及び閲覧

ア はがきの原本は事務局でファイリングして保管する。

イ 原本をコピーし、議員閲覧用とする。ただし、個人名の記載があった場合は黒塗りとする。

(2) 市民から寄せられた意見の整理及び報告

ア 議長は、市民から寄せられた意見を、広報広聴委員会で協議するものとし、しないものに振り分ける。

イ 広報広聴委員長は毎年、12月定例会最終日までに、議長が広報広聴委員会で協議するものとして振り分けた意見のうち、市政への提言につながるものとして特に必要と認められるものを整理して一覧表にし、議長に報告する。

ウ 議長に報告した一覧表は、全議員に配布するとともに、市議会ホームページに掲載するものとする。

エ 整理された意見のうち、各常任委員会が重要と認めることについては、所管事務調査において調査・研究を行い、政策提言につなげることができる。

7 これまでの検討事項

新旧引き継ぎ時に説明を要することから、今までの経緯や理由及び申し合わせ事項等を記録するものとする。

8 市議会だよりの見直し

市議会だよりの内容については、広報広聴委員会において、適宜見直すものとする。

9 要項の見直し

この要項は、広報広聴委員会において、適宜見直すものとする。

(別表1)

	1桁	2桁	3桁	4桁以上	小数(5.5)	記号
縦書きの例	1 5 千 万	55 万	5 5 万	55 5 万 千 5 5 千 5 5 5 5 5	5 55 ・ ・ 5 5	% Km m

横書きの数字の場合、億千万単位の場合は、(カンマ)を省く。(例) 1億6000万

※表記以外の記号等は、この表に準ずるものとする。



西条市議会 議会運営委員会 様 視察 説明資料②

都城市議会基本条例の 検証について

都城市議会

令和5年4月19日(水)



都城市議会基本条例と運用基準

1. 都城市議会基本条例 【別紙1】

- 平成25年3月13日制定、4月1日施行
- これまでに6度改正（平成27年(3回)、28年、29年、令和2年）

2. 都城市議会基本条例運用基準 【別紙2】

- 平成25年6月21日制定
- 基本条例を具体的に運用できるようにするため制定
- これまでに9度改正
(平成25年(2回)、26年(2回)、28年、29年、30年、令和2年(2回))



議会基本条例の検証を行う根拠

一 都城市議会基本条例 第10章 見直し手続 一

第26条 議会は、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、議会運営に係る不断の努力と改善を行い、必要に応じて、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。

2 議会は、前項による検討の結果に基づいて、この条例の改正を含む適切な措置を講じるものとする。

3 議会は、この条例を改正する場合には、全議員の賛同する改正案であっても、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。



議会基本条例の検証状況

1. 検証方法及び手順

- ① 原則、議会運営委員会の任期(2年)の2年目に実施
※ 情勢等により条例等の見直しの必要性が生じた場合は検証作業とは別に協議
- ② 条例の条項とそれに紐づく運用基準の項目を一覧にし、1項目ずつ実施状況を確認
- ③ 項目ごとに今後の課題と見直しの必要性を協議
- ④ 検証結果を議長報告後、ホームページで公表【別紙3】

2. 検証の実績

- 平成27年(H28.1報告)、平成29年(H29.12報告)、令和元年(R2.2報告)、令和3年(R4.1報告)

検証を行う意味

- 「現在の議会活動が時代に合っているか」、
「市民が求める議会活動ができているか」、など、
議会の「立ち位置」を全議員で共有し、再確認する
絶好の機会となる。
- 特に、「運用基準」を実効性の高い具体的なものに見直していくことで、議会・議員がよりスムーズに行動できるようになるため、結果として、市民満足度の向上に直結しやすい。

これまでの検証による成果

- 検証作業から条例改正に至った例はないものの、具体的な運用につながる「運用基準」の見直しを重視したことで、即効性が高く市民の満足度向上につながる新たな取組を実現



- ◆ 委員会での自由討議（議員間討議）の導入
- ◆ インターネット(YouTube)での議会映像配信
- ◆ 広報広聴委員会の権限・活動強化
(議会だより・議会報告会・意見交換会の充実) etc

令和4年1月18日

都城市議会議長
江内谷 満義 様

議会運営委員会
委員長 長友 潤治

都城市議会基本条例の検証結果について（報告）

議会運営委員会では、都城市議会基本条例第26条第1項の規定に基づき、都城市議会基本条例及び同条例の施行に関し必要な事項を定めた都城市議会基本条例運用基準の検証作業を行いました。

今般、検証作業が終了いたしましたので、検証作業の結果をまとめた別添の「都城市議会基本条例検証一覧表」をもって、議長に御報告いたします。

都城市議会基本条例検証一覧表(令和2年・3年)

議会基本条例	議会基本条例運用基準	実施状況等
第1条 (目的) この条例は、都城市議会(以下「議会」という。)の基本理念、基本方針、議員の活動原則、市民と議会の関係、議会と行政の関係その他の議会に関する基本的事項を定めることにより、二元代表制の下での議会及び議員の役割を明らかにするとともに、議会がその権能を最大限に発揮し、市民の負託に的確に応え、もって市政の発展及び市民福祉の向上に寄与することを目的とする。		
第2条 (定義) この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。		
(1) 市民 市内に居住する者及び市内において就業又は就学する者並びに市内で事業を営む者又は活動する団体等をいう。 (2) 市長等 市長、その他の市の執行機関をいう。		
第3条 (基本理念) 議会は、市政における最高の意思決定機関としての責任を自覚し、市民の代表として、その負託と信頼に応え、真の地方自治の実現を目指すものとする。		
第4条 (基本方針) 議会は、前条に定める基本理念に則り、次の各号に基づき活動しなければならない。 (1) 市民を代表する議決機関であることを常に自覚し、市長等の市政運営状況を監視及び評価すること。 (2) 議会運営において公平性、公正性及び透明性を重視すること。 (3) 市民の多様な意見を把握するとともに、議員相互の自由な討議を尊重し、政策立案、政策提言等を行うこと。		・本会議、委員会等で、市政運営について監視及び評価を行っている。 ・一般質問等で、市政運営について質している。 原則として、全ての会議を公開している。 ・請願等における参考人制度の活用や、委員会における自由討議を実施。 ・政策立案として、「都城市空家等の適正管理に関する条例」を制定するため、議員立法審議会を設置し協議を重ね、令和3年9月定例会において条例案を可決。 ・政策提言については、該当なし。

都城市議会基本条例検証一覧表（令和2年・3年）

第4条	議会基本条例	議会基本条例運用基準	実施状況等
	(4) 市民に関われた議会を目指して、情報の開示を推進するとともに、市民による議会活動への参加を促進すること。 (5) 地方自治を取り巻く情勢に的確に対応し、議会の活性化を図るため、議会改革を積極的に推進すること。		・全ての会議の原則公開や、請願等における参考人制度の活用などを行っている。 ・ホームページ、フェイスブック、ラジオ出演等により、情報発信を行っている。 ・令和3年6月定例会分より、YouTubeによる動画配信を開始。
第5条	(最高規範性) この条例は、議会における最高規範であり、議会に関する他の条例、規則等を制定し、又は改廃するときは、この条例の趣旨を十分に尊重しなければならない。 2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例の研修を行わなければならない。	【2 議会基本条例の研修】 議会基本条例の研修については、次のとおりとする。 (1) 一般選挙後初めての定例会の開会までに全議員を対象として開催するものとする。 併せて関係条例等の研修も行うものとする。 (2) 開催日、開催場所、開催内容等については議長が決定する。	議会における最高規範として、尊重している。 適用例なし
第6条	(議員の活動原則) 議員は、次の各号に掲げる原則に基づき活動しなければならない。 (1) 議会が言論の府であること及び合議制機関であることを認識し、議員相互の自由な討議を重んじること。 (2) 市政全般の課題について、市民の多様な意見等を的確に把握し、一部団体及び地域の代表にとらわれず、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。 (3) 調査、研究、研修等を通じて、自己の資質の向上に努めるとともに、誠実かつ公正に職務を遂行し、市民の代表としてふさわしい活動すること。 (4) 議会活動について、市民に対する説明責任を果たすこと。	【3 自由討議】 (1) 自由討議については、当面、委員会で行うものとする。	実施

都城市議会基本条例検証一覧表（令和2年・3年）

第7条	議会基本条例	議会基本条例運用基準	実施状況等
(会派) 議員は、議会活動を円滑にするために、会派を結成することができる。 2 会派は、市政に関する主義及び主張を同じくする議員で構成し、活動する。 3 会派は、政策立案及び政策提言等のために調査研究を行い、必要に応じて会派間の調整に努めるものとする。	【4 会派の構成要件】 会派は、2名以上の議員で結成されたものをいう。	議員の多くは、会派に所属し活動している。	会派による政策立案として、進政会から空家等の問題解決を図るための条例制定の提案があり、議員立法審議会を設置。審議会において、「都城市空家等の適正管理に関する条例案」を作成し、パブコメを経て、令和3年9月定例会において可決された。令和4年4月1日から施行する。
第8条	(市民参加及び市民との連携) 議会は、市民に対して議会の活動に関する情報を積極的に公表し、透明性を高めるとともに、説明責任を十分果たさなければならない。	【5 市民への情報の公開】 市民に対する議会の活動に関する情報の公開は、次のとおりとする。 (1) 市議会本会議を次のとおり放送・配信する。 ①ケーブルテレビ ②市庁舎内のモニター ③ホームページ上での録画配信 ④YouTubeによる配信 (2) 市議会だよりを作成し、市民等に配布する。市議会だよりの掲載事項については、別途、広報広聴委員会が要項において定める。 (3) 市のホームページ内の市議会のページ及び都城市議会フェイスブックの充実に努める。掲載する事項については、別途、広報広聴委員会が要項において定める。 (4) 市民を対象とした報告会を開催する。開催方法等については運用基準9のとおりとする。	・これまでのテレビ放送等に加えて、令和3年6月定例会からはYouTubeによる動画配信を開始。 広報広聴委員会が要項に定めた掲載事項に基づき、定例会ごとに市議会だよりを作成し、自治公民館加入全世帯に配布している。また、市内公共施設への配置及びホームページへの掲載も行っている。 広報広聴委員会において検討中。 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、令和2年及び3年は実施しなかった。

都城市議会基本条例検証一覧表(令和2年・3年)

第8条	議会基本条例 (市民参加及び市民との連携) 議会は、市民に対して議会の活動に関する情報を積極的に公表し、透明性を高めるとともに、説明責任を十分果たさなければならない。	議会基本条例運用基準 (5) 本会議の傍聴者の閲覧用として、議案書、請願書等を傍聴席入り口に備え置く。 (6) 一般質問の質問事項は、新聞広告等により市民に事前に周知する。	実施状況等 実施 実施 原則として、全ての会議を公開している。
2	議会は、本会議のほか、すべての会議を原則公開とする。		
3	議会は、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)における公聴会制度及び参考人制度を十分に活用して、市民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。	【6 公聴会制度及び参考人制度】 公聴会制度及び参考人制度については、以下のとおりとする。 (1) 委員会が、重要な意思決定を行う場合には、公聴会制度及び参考人制度の活用により市民から意見を求めることとし、開催手続き等については、委員会条例第23条から第29条までの定めによる。	・公聴会については開催実績なし。 ・参考人については、建設委員会(令和2年6月定例会)及び産業経済委員会(令和3年1月所管事務調査)において招致実績あり。
4	議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置付け、さらに、請願の審査を行うに当たり、特に必要があると認めるときは、請願者から趣旨の説明を聴く機会を設けることができる。	【7 請願及び陳情】 請願及び陳情の審査については、以下のとおりとする。 (1) 請願については、都城市議会会議規則第137条から第141条までの定めにより処理するほか、必要に応じ請願者を参考人として委員会への出席を求め、意見を聴取することとする。	令和2年及び令和3年に、4件の請願を審査(2件採択、2件不採択)。うち1件については、請願者を参考人として招致した。
		(2) 陳情又はこれに類するものが提出されたときは、会議規則第142条の定めにより、すみやかにその写しを全議員に配付する。議員は、これらを市民による政策提案のひとつとして捉え、積極的に議会活動に活かしていくものとする。	陳情等については、その写しを全議員に配布している。

都城市議会基本条例検証一覧表(令和2年・3年)

議会基本条例	議会基本条例運用基準	実施状況等
第11条 (市長等との関係) 議会は、二元代表制の下、市長等と常に緊密な関係を保ち、事務の執行の監視及び評価を行うものとする。 2 議会審議における議会と市長等との関係は、次に掲げるとおりとする。		・本会議、委員会等で、市政運営について監視及び評価を行っている。 ・一般質問等で、市政運営について質している。
(1) 議員は、一般質問を行う場合において、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うことができる。	【11 一問一答方式】 本会議における一般質問は、一問一答方式で行うことができるものとする。	実施
(2) 議長から本会議に出席を要請された市長等は、議長の許可を得て、議員の一般質問に対して反問することができる。	【12 反問権の行使】 反問権の行使については、次のとおりとする。 (1) 反問には、単に語句を聞き直す程度のもの、その他、議員の考え方を質したり、対案の提示を求める等の反論を含むものとする。 (2) 反問できる者は、元の質問に対して答弁すべき者に限るものとする。 (3) 議長は、反問の内容が不適切な場合において、注意をした後、反問を制止することができる。 (4) 質問者は、反問に対し答弁しなければならぬ。	令和3年3月定例会において、適用例あり。
(3) 議員は、一般質問及び緊急質問を行うことができないやむを得ない理由等がある場合は、議長の許可を得て市長等に対し、文書により質問を行い、文書による回答を求めることができる。	【13 文書による質問】 市長等への文書による質問(以下「文書質問」という)に係る運用は、次の各号に定めるとおりとする。 (1) 文書質問の内容は、一般質問として行う内容に相当する程度とし、質問書においてその趣旨が理解できるよう具体的に記載するものとする。	適用例なし。
	(1) 文書質問の内容は、一般質問として行う内容に相当する程度とし、質問書においてその趣旨が理解できるよう具体的に記載するものとする。	令和2年6月定例会において、新型コロナウイルス感染症対応のため、市長から一般質問の中止を求める要望書が提出されたことから、一般質問に代えて文書質問を行った。

都城市議会基本条例検証一覧表(令和2年・3年)

議会基本条例	議会基本条例運用基準	実施状況等
第11条 (3) 議員は、一般質問及び緊急質問を行うことができないやむを得ない理由等がある場合は、議長の許可を得て市長等に対し、文書により質問を行い、文書による回答を求めることができる。	(2) 文書質問は会期中においてのみできるものとする。 (3) 都城市情報公開条例第11条に規定する公開しないことができる公文書については、答弁の対象としない。 (4) 議長は、答弁書の提出を受けたときは、速やかに当該質問者に送付するものとする。 (5) 議長は、質問書及び答弁書について、その写しを議会事務局で保存せるとともに、全議員に配付するものとする。 (6) 質問書及びその答弁書の内容は、会議録、市議会ホームページ等で公開することとする。 (7) 議会は、文書質問に当たっては、執行部の職務に支障を生じることのないよう配慮するものとし、職務に支障を生じるような文書質問がなされた場合には、議会運営委員会においてその取り扱いを協議するものとする。 (8) 議長は、文書質問に関し、必要があると認めるときは、事前に執行部と協議し、合意を得た上で運用方法を見直すものとする。	令和2年6月定例会の会期中に行った。
	【14 市長による政策等の形成過程の説明】 (1) 議員が、説明を求めたい議案がある場合には、議長に対して、その理由を付して申し出ること。 (2) 前項の規定により議長に申し出があつた場合には、議会運営委員会に諮問し、同委員会の意見を参考に、その取り扱いについて決定するものとする。	適用例なし 実施 適用例なし
第12条 (市長による政策等の形成過程の説明) 議会は、市長から市民生活に重要な影響を与える政策、計画、施策、事業等(以下「政策等」という)を含む議案が提出されたときは、次に掲げる事項の説明を求めるものとする。 (1) 政策等を必要とする背景 (2) 提案に至るまでの経緯 (3) 他の自治体の類似する政策等との比較検討 (4) 市民参加の実施の有無とその内容 (5) 総合計画との整合性 (6) 財源措置 (7) 将来にわたる予測効果及びコスト計算		適用例なし

都城市議会基本条例検証一覧表(令和2年・3年)

議会基本条例	議会基本条例運用基準	実施状況等
第13条 (予算及び決算における政策説明) 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の説明を市長に求めるものとする。 2 議会は、当初予算について、予算編成の方針及び内容等について市長等から説明を受けるため、当初予算説明会を開催するものとする。	【15 地方自治法第96条第2項の議決事件の追加】 議決事件については次のとおりとする。 (1)追加したい計画、指針、提議又は協定等ある場合には、議長に対して、追加したい項目及び理由等を提出するものとする。既存の項目を変更する場合にも適用するものとする。 (2)前項の規定により議長に提出があつた場合には、議会運営委員会に諮問し、同委員会の意見を参考に、その取り扱いについて決定するものとする。	実施 実施
第14条 (議決事件の追加) 議会は、議会が市政における重要な計画等の決定に参加する観点と市長の政策執行上の必要性を比較衡量の上、積極的に地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定による議決事件の追加に努めるものとする。 2 前項の規定に基づき議会の議決すべき事件については、地方自治法第96条第2項の規定に基づき議会の議決すべき事件を定める条例(平成21年条例第2号)に定めるところによる。	【3 自由討議】 自由討議については、次のとおりとする。 (1)自由討議については、当面、委員会で行うものとする。	・新たな追加はなし ・現在は、「定住自立圏形成協定の締結若しくは変更又は同協定の廃止を求める旨の通告」「総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定若しくは変更又は廃止」の2つの議決すべき事件(市長提案による)が掲げられている。
第15条 (自由討議) 議会は、言論の府であることを重んじ、議員相互間の自由討議の機会を保障しなければならない。 2 議員は、本会議、委員会その他の会議において、議員相互間の自由討議を行うことができる。	委員会において、自由討議を実施	委員会において、自由討議を実施

都城市議会基本条例検証一覧表(令和2年・3年)

	議会基本条例	議会基本条例運用基準	実施状況等
第16条	(議員立法審議会) 議会は、市政に関する課題や政策等について、必要があると認めるときは、当該課題の解決や政策実現のための条例制定を目的とした討議を行う場として、議員で構成する議員立法審議会を設置することができるとができる。	【16 議員立法審議会】 議員立法審議会については、次のとおりとする。 議員による政策条例の制定については、都城市議会議員立法審議会設置規程にのっとり、手続きを進めるものとする。	空家等の問題解決を図るための条例を制定するため、令和元年7月29日～令和2年7月28日及び令和2年10月2日～令和3年10月1日の期間、議員立法審議会を設置。関係各課との調整や学識経験者からの意見聴取等を実施し、「都城市空家等の適正管理に関する条例案」を作成した。条例案については、パブコメを経て、令和3年9月定例会に上程し可決されたため、令和4年4月1日から施行する。
第17条	(委員会の活動) 委員会は、その専門性と特性を活かして社会経済情勢等により新たに生じる行政課題に迅速かつ柔軟に対応するものとする。 2 委員会は、必要に応じて公聴会制度及び参考人制度を活用し、多様な意見を踏まえ審査の充実に努めるものとする。 3 委員会は、行政課題に柔軟に対処するため、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する場を設けるよう努めるものとする。	【6 公聴会制度及び参考人制度】 公聴会制度及び参考人制度については、以下のとおりとする。 (1) 委員会が、重要な意思決定を行う場合には、公聴会制度及び参考人制度の活用により市民から意見を求めることとし、開催手続き等については、委員会条例第23条から第29条までの定めによる。	実施 ・公聴会については開催実績なし。 ・参考人については、建設委員会(令和2年6月定例会)及び産業経済委員会(令和3年1月所管事務調査)において招致実績あり。 開催実績なし
第18条	(政務活動費) 会派及び会派に所属しない議員は、調査研究及び政策提言等に資するため、政務活動費の交付を受け、証拠書類を公開すること等により、その使途の透明性を確保するものとする。	【17 政務活動費】 政務活動費の執行状況等については、ホームページ上、議会事務局内及び情報公開コーナーで公開する。また、公開する内容は次のとおりとする。	実施 実施 (1) ①収支報告書

都城市議会基本条例検証一覧表（令和2年・3年）

議会基本条例		議会基本条例運用基準	実施状況等
第18条 (政務活動費) 会派及び会派に所属しない議員は、調査研究及び政策提言等に資するため、政務活動費の交付を受け、証拠書類を公開すること等により、その使途の透明性を確保するものとする。	2 政務活動費については、都城市議政務活動費の交付に関する条例(平成18年条例第298号)に定めるところによる。	②事業実績報告書	実施 都城市議政務活動費の交付に関する条例中、別表に定めている 具体的な運用方法については、「政務活動費の手引き」による
		③備品一覧	
		④出納簿	
		⑤収入伝票及び支出伝票	
		⑥領収書の写し	
		⑦視察・研修報告書	
		(2) 政務活動費の使途基準の詳細については、別に定める。	
第19条	(議員研修の充実強化) 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化を図らなければならない。	【18 議員研修の充実】 (1) 議員研修は、必要に応じて実施する。 (2) 議員研修の実施日、実施場所、実施方法等は、議会運営委員会において決定する。	令和2年2月、11月及び令和3年6月に実施。 議員研修会の実施日等については、議会運営委員会が決定しているが、研修内容の研究など、さらなる充実・強化が必要である。
第20条	(議会事務局の体制整備) 議会は、議員の資質の向上を図り、議会運営を円滑かつ効率的に進めるため、議会事務局の調査機能及び法務機能の充実強化、組織体制の整備を図るよう努めるものとする。	【19 議会事務局】 (1) 議会事務局の充実強化、組織体制の整備については、議長の諮問により、議会運営委員会において協議するものとする。	適用例なし
第21条	(議会図書室の充実) 議会は、議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その機能の強化に努めるものとする。	【20 議会図書室】 (1) 図書室の適正な管理及び運営については、都城市議会図書室規程及び都城市議会図書室図書整理要領による。 (2) 機能の強化については、議会運営委員会において協議するものとする。	・規程第6条第2項により、図書室内の古い図書を廃棄。 ・議会事務局に配布される行政資料を図書室に配置し、議員活動に活用できるようにした。 新しい図書の案内や図書室の机・椅子の変更、インターネットパソコンの配置等について、議会図書室だけで全議員に周知している。今後、図書室の機能の更なる強化・充実が必要。

都城市議会基本条例検証一覧表(令和2年・3年)

議会基本条例	議会基本条例機能の充実	議会基本条例機能の充実	議会基本条例機能の充実	実施状況等
第22条	(広報広聴機能の充実) 議会は、市民に対し広報誌等を利用して、議会の活動について分かりやすく周知するとともに、広く市民の意見等を聴取できるよう、広報活動にも努めるものとする。	【21 広報広聴機能の充実】 (1) 議会の広報及び広聴に関する事項は、広報広聴委員会が所掌し、その委員構成は、同委員会を除く4常任委員会から2名ずつ選出する。また、広報広聴委員会が行う主な業務は次のとおりとする。	①議会報告会の開催に関すること。 ②意見交換の場に関すること ③市民からの意見等の整理に関すること ④議会だよりの編集及び発行に関すること。 ④ホームページ及びフェイスブックの掲載事項に関すること。 (2) 多様な媒体の活用については、広報広聴委員会において調査・研究するものとする。	4つの常任委員会から2名ずつ選出し、広報広聴委員会を組織している。
第23条	(議員の政治倫理) 議員は、市民全体の代表として、高い倫理観を持ち、品位の保持に努めなければならない。	2 議会は、情報技術の発達を踏まえ、多様な媒体を活用して多くの市民が議会と市政に関心を持つよう、積極的な広報及び広聴活動に努めるものとする。	高い議員倫理と品位の保持に努めている。	
第24条	(議員定数) 議員定数は、都城市議会議員定数条例(平成27年条例第1号)に定めるところによる。 2 議員が、議員定数を改正する議案を提出するに当たっては、市民の客観的な意見を参考にするものとする。	議員定数は、都城市特別職職員の倫理に関する条例(平成18年条例第8号)、及び都城市議会議員政治倫理規程(平成24年度議会訓令第3号)を規範とし、遵守しなければならない。	今後、高い倫理観と品位の保持に努め、条例・規程を規範とし、遵守する。	議員定数については、都城市議会議員定数条例に定められている。
			適用例なし	

都城市議会基本条例検証一覧表(令和2年・3年)

議会基本条例	議会基本条例運用基準	実施状況等
第25条 (議員報酬) 議員報酬は、都城市議会の議員報酬、費用弁償等に関する条例(平成20年条例第42号)に定めるところによる。		条例に基づき、適正に支給されている。
第25条 2 議員が、議員報酬を改正する議案を提出するに当たっては、市民の客観的な意見を参考にするものとする。		適用例なし
第26条 (見直し手続) 議会は、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案して、議会運営に係る不断の評価と改善を行い、必要に応じて、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。	【22 基準の見直し】 この基準は、議会運営委員会において、適宜見直すものとする。	おおそ2年に1回、基本条例の検証作業を行っている。
2 議会は、前項による検討の結果に基づいて、この条例の改正を含む適切な措置を講じるものとする。		検証作業の結果、必要に応じて、議会基本条例や運用基準等の見直し・改正を行う。
3 議会は、この条例を改正する場合には、全議員の賛同する改正案であっても、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。		基本条例の一部改正を行うため、令和2年4月臨時会に上程し、改正の理由及び背景を説明した。
第27条 (委任) この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し、必要な事項は別に定める。	【1 趣旨】 この基準は、都城市議会基本条例の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。	※平成25年6月に都城市議会基本条例運用基準を制定後、必要の応じて随時見直しを行っている(直近では、令和2年3月18日)。

※ 議会基本条例及び議会基本条例運用基準、実施状況等については、令和3年12月14日に最終確認